

# 三原市男女共同参画プラン (第3次)

～認めあい ともに歩もう 多幸のまち みはら～

平成29(2017)年7月

**三 原 市**



## はじめに

近年、少子高齢化の進行による人口減少や経済状況の変動など、私たちを取り巻く社会情勢が急速に変化しており、社会の活力を維持していくためには、男女共同参画の視点を持った取組みを進めることがますます重要になっています。

本市では、平成 24 (2012) 年 3 月に「三原市男女共同参画プラン (第 2 次)」を策定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策を展開してまいりました。



これまでの取組みにより、男女共同参画を進めるための環境づくりとして、保育事業の推進など一定の成果がみられた事業もありますが、平成 28 (2016) 年 10 月に実施した市民意識調査によると、社会全体の様々な分野で男性優遇が続いている状況があります。

また、平成 27 (2015) 年 9 月には、いわゆる「女性活躍推進法」が施行され、これまで以上に男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進するなど、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) が取れた働き方ができる社会の実現に向けた取組みが求められています。

このような状況をふまえ、本市では、これまで推進してきた「三原市男女共同参画プラン (第 2 次)」の主旨を継承、発展させるとともに、さらなる男女共同参画の推進を図るため、「三原市男女共同参画プラン (第 3 次)」を策定いたしました。

本プランでは、「三原市男女共同参画推進条例」の基本理念のもと、「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」及び「DV防止法に基づく市町村基本計画」を盛り込み、各施策を一体的に推進することとしております。

今後は、男女共同参画社会の実現に向け、本プランの着実な推進を図ってまいりますので、引き続き、市民の皆様や市内の企業・団体の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、三原市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査や団体アンケートにご協力いただいた皆様、ご意見をお寄せいただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

平成 29 (2017) 年 7 月

三原市長 天 満 祥 典

## 目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の性格・位置付け	2
3 計画の期間	4
4 計画策定の経過	4
(1) 市民意識調査（アンケート）の実施	4
(2) 団体等アンケート	4
(3) 策定体制	4
5 三原市の男女共同参画をめぐる現状	5
(1) 人口などの推移	5
(2) 就業状況	6
(3) 子ども・子育て環境	9
(4) 女性管理職比率（参考）	10
6 男女共同参画推進の課題	11
(1) 第2次プランの進捗状況	11
(2) 分野別の男女共同参画推進の課題	14
7 目指す姿と施策体系	17
第2章 各論	19
【基本目標1 環境づくり】	19
1-1 職場における女性の活躍推進	19
1-2 家庭における男女共同参画の推進	24
1-3 政策・方針決定過程への女性の参画推進	28
【基本目標2 安心・安全づくり】	30
2-1 地域における男女共同参画の推進	30
2-2 生涯を通じた健康づくりの支援	33
2-3 男女間の暴力の根絶に向けた取組みの推進	34
2-4 貧困・高齢・障害などにより困難を有する人が安心して暮らせるための支援	36
【基本目標3 人づくり】	39
3-1 広報・啓発の充実	39
3-2 教育と研修の充実	42
第3章 計画の推進	45
評価指標一覧	46
参考指標一覧	48
資料編	
1 三原市男女共同参画プラン（第3次）策定の経緯	52
2 男女共同参画に関わる国・県の動向	53
3 男女共同参画に関わる市民・団体の意識	57
4 関連法令など	70
5 用語の解説	89

注) 文中の用語への「※」は、資料編「5 用語の解説」で説明しています。

## 第1章 計画の基本事項

### 1 計画策定の背景・目的

平成11(1999)年6月に制定された「男女共同参画社会基本法(以下、「基本法」という。)」では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつも、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を21世紀における最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に向けた取組が推進されてきました。少子高齢化、人口減少社会を迎える中で、経済成長を実現し社会の活力を維持していくためには、「女性の活躍」が不可欠です。

国では、平成27(2015)年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)」の成立により、男女共同参画社会の実現に向けた新たな取組みの段階に入りました。また、平成27(2015)年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会形成の目指す社会の将来像を示しました。さらに「一億総活躍社会の実現」が提言されるなど、女性が自分らしく活躍できる環境整備が進められています。

広島県では、平成28(2016)年3月に「広島県男女共同参画基本計画(第4次)」を策定しました。男女共同参画社会の実現に向けた幅広い取組みを着実に進めるとともに、「女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備」や「男女共同参画を推進する教育の充実」などの施策を盛り込み、「女性活躍推進法」を踏まえた取組みを一体的に推進しています。

三原市(以下、「本市」という。)では、平成19(2007)年3月に「三原市男女共同参画プラン」(平成19(2007)年度～平成23(2011)年度)、平成24(2012)年3月に「三原市男女共同参画プラン(第2次)(以下、「第2次プラン」という。)」(平成24(2012)年度～平成28(2016)年度)を策定し、男女共同参画社会の実現に向け様々な施策を推進してきました。

平成23(2011)年3月には「三原市男女共同参画推進条例(以下、「条例」という。)」を制定し、市・市民・事業者・教育関係者など多様な主体の協働により、家庭生活・仕事・地域・その他の社会のあらゆる調和が図られた男女共同参画社会の実現を図ってきました。

第2次プランが平成28(2016)年度をもって終了するにあたり、条例の理念に基づき、その後の社会経済の変化や現状を把握するとともに、これまでの施策を検証し、男女共同参画社会の実現に向けた本市の目指す方向性と取組みをまとめた「三原市男女共同参画プラン(第3次)(以下、「第3次プラン」という。)」を策定します。

## 2 計画の性格・位置付け

本計画は、平成 23（2011）年に施行された条例第 8 条に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。「基本法」第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」に当たります。また、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項及び「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV\*防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村推進計画と一体のものとして策定します。

### 【各法と本計画の該当箇所】

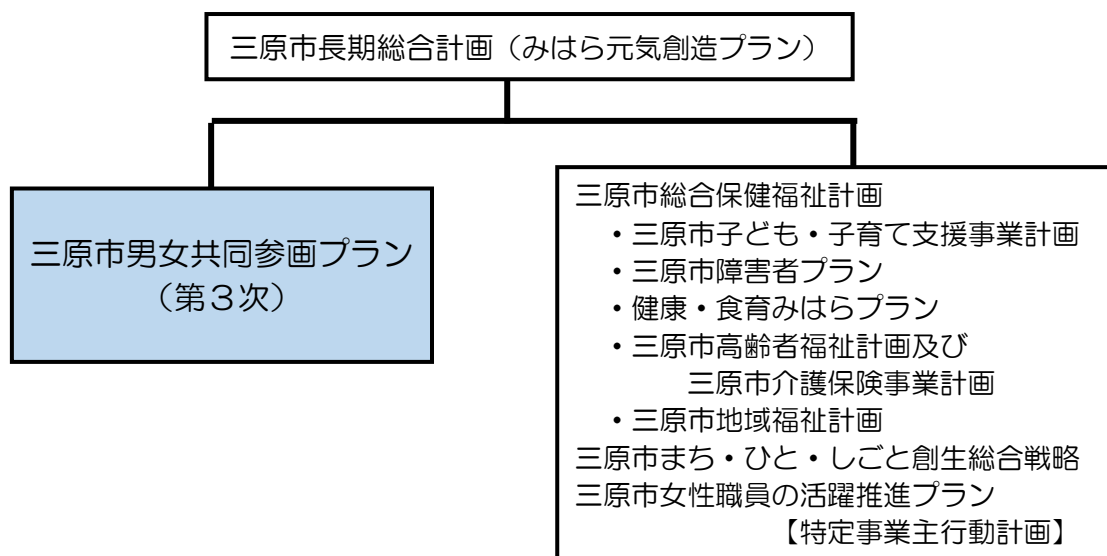
- 女性活躍推進法 ⇒ 第 2 章 基本目標 1 環境づくり 1-1, 1-2
- DV\*防止法 ⇒ 第 2 章 基本目標 2 安心・安全づくり 2-3

さらに、平成 27（2015）年 12 月に策定された国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、平成 28（2016）年 3 月に策定された「広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）」を踏まえ、本市の特性を反映し策定します。

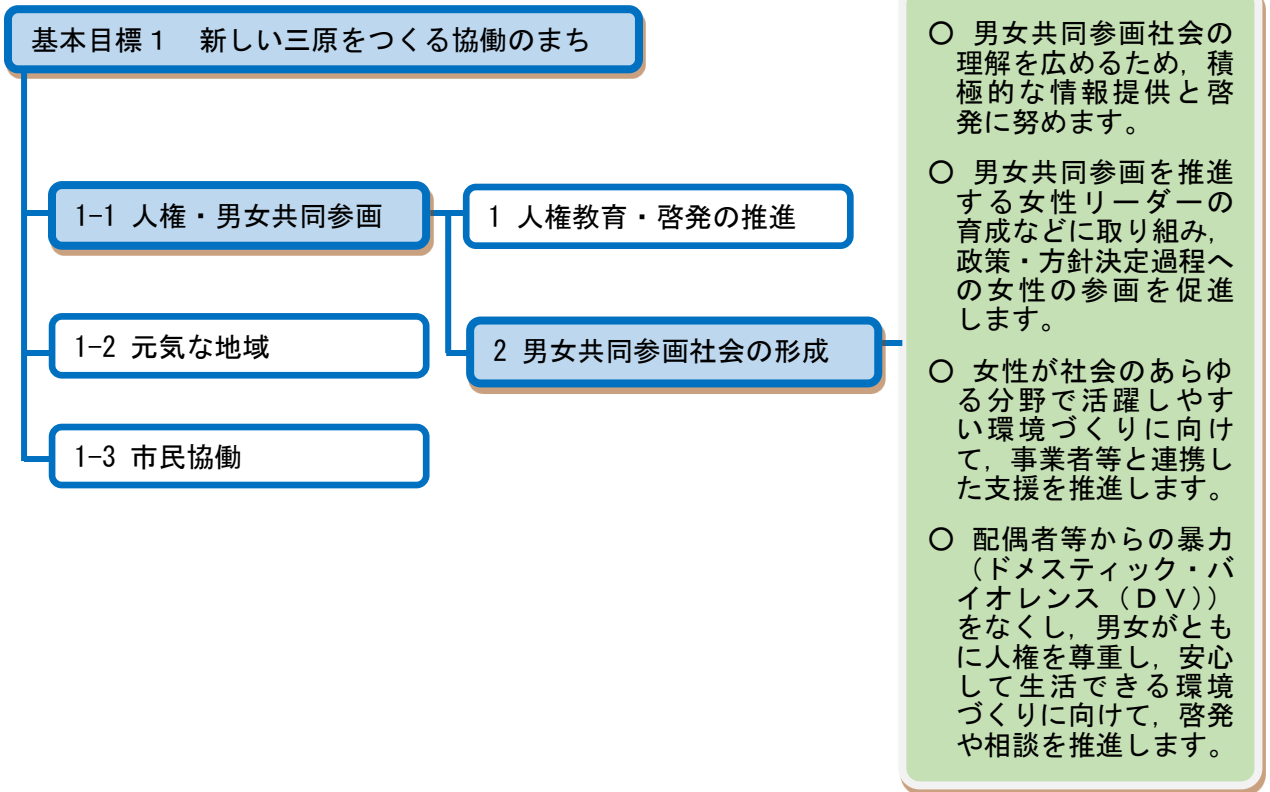
本市では、平成 27（2015）年 3 月に「三原市長期総合計画（みはら元気創造プラン）」を策定しており、第 3 次プランではこの計画との整合を図った計画とします。また、「三原市総合保健福祉計画」（「三原市子ども・子育て支援事業計画」、「三原市障害者プラン」、「健康・食育みはらプラン」、「三原市高齢者福祉計画及び三原市介護保険事業計画」「三原市地域福祉計画」）、「三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「三原市女性職員の活躍推進プラン【特定事業主行動計画】」とも整合を図り、市の特性を十分に反映した計画とします。

計画の策定に当たっては、以下を基本的な方針とします。

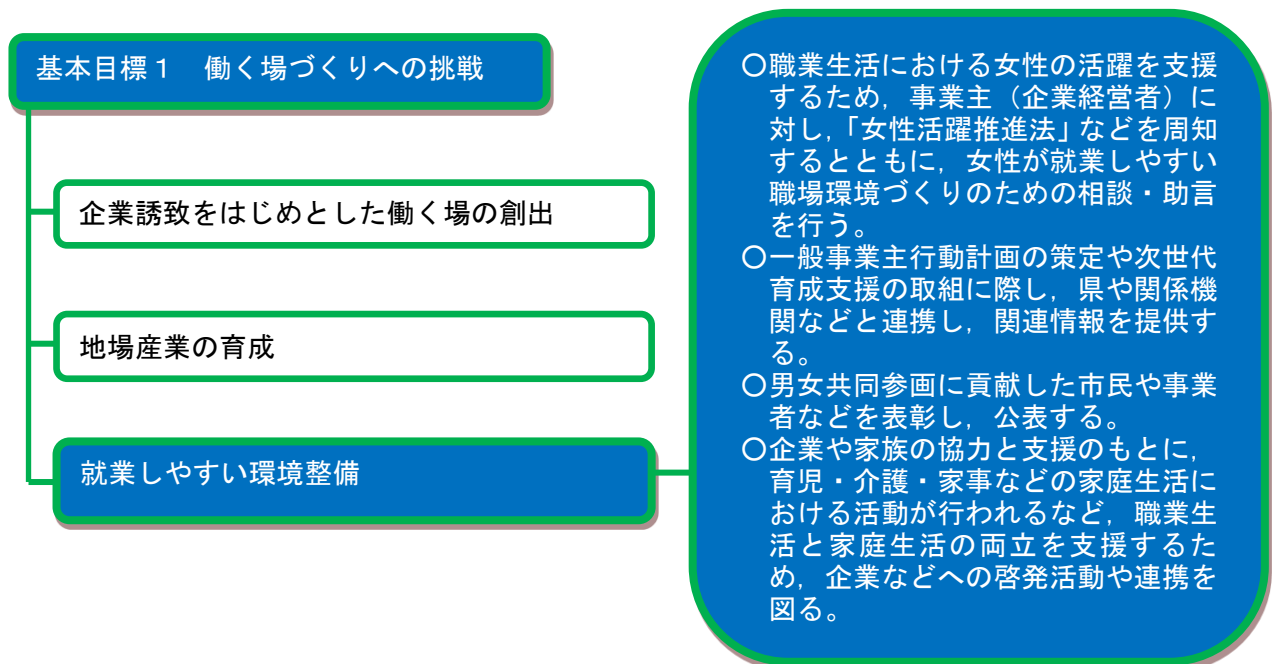
- ① 男女が互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮して社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。
- ② 多様な主体の協働により、調和のとれた男女共同参画社会の実現を目指します。



■三原市男女共同参画プランの関連計画



■三原市長期総合計画（みはら元気創造プラン（前期基本計画））



■三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成29（2017）年度を初年度とし、平成33（2021）年度を目標年度とする5年間とします。

### 4 計画策定の経過

#### （1）市民意識調査（アンケート）の実施

第3次プランの策定にあたり、市民の男女共同参画に対する考えや意見を把握するために「市民意識調査」を実施し、その結果を踏まえ、課題の抽出を行うとともに計画への反映を行いました。

項目	内容
調査対象	・三原市在住の18歳以上の市民（80歳未満） ・サンプル数 男女 各1,000人（無作為抽出）
調査方法	・郵送配布～郵送回収
調査期間	・平成28（2016）年10月21日（金）～11月3日（木）
配布数	・2,000票
回収数・率	・791票 39.6%

#### （2）団体等アンケート

男女共同参画に関連する団体などへ「団体等アンケート」を実施し、日常の活動目線からみた課題を抽出するとともに、新規施策の検討などの参考としました。

#### （3）策定体制

本計画の策定に当たり、条例第17条に基づく「三原市男女共同参画審議会」に第3次プランのあり方を諮問し、同審議会の答申を踏まえて、関係部局で構成された「三原市男女共同参画推進本部」で施策の調整を図り策定しました。

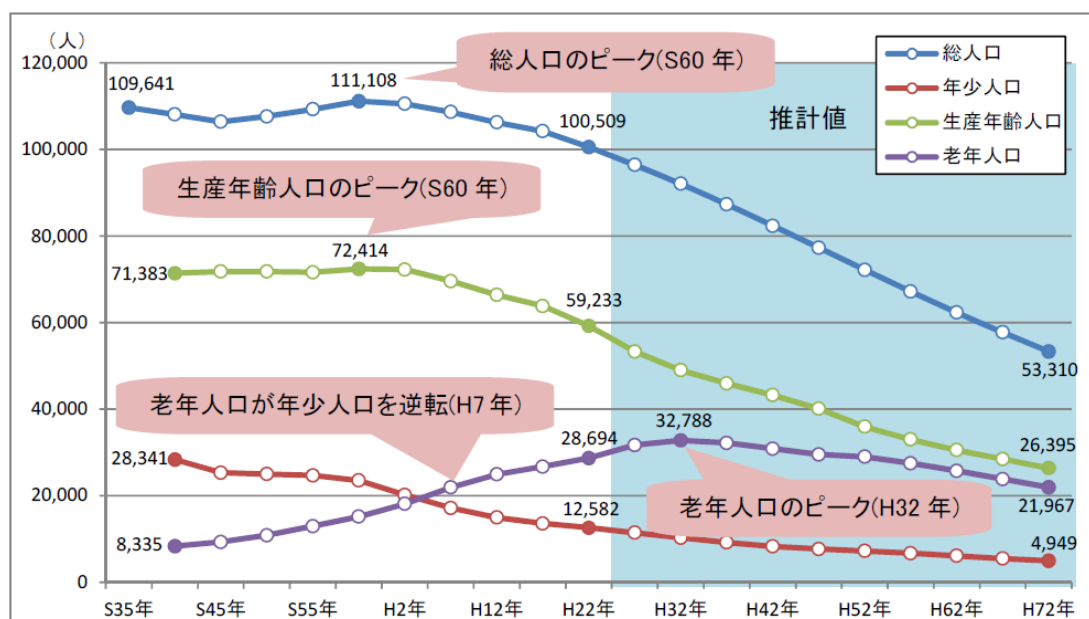


## 5 三原市の男女共同参画をめぐる現状

### (1) 人口などの推移

全国的に少子高齢化の進行，総人口の減少が続く中であって，本市においても人口減少，少子高齢化が継続し，緩やかに小世帯化も進行しています。

年齢3区分別の人口構成をみると，総人口と生産年齢人口の曲線はほぼ比例して推移し，増加傾向にある老年人口を支えていく割合が減少傾向で推移しています。

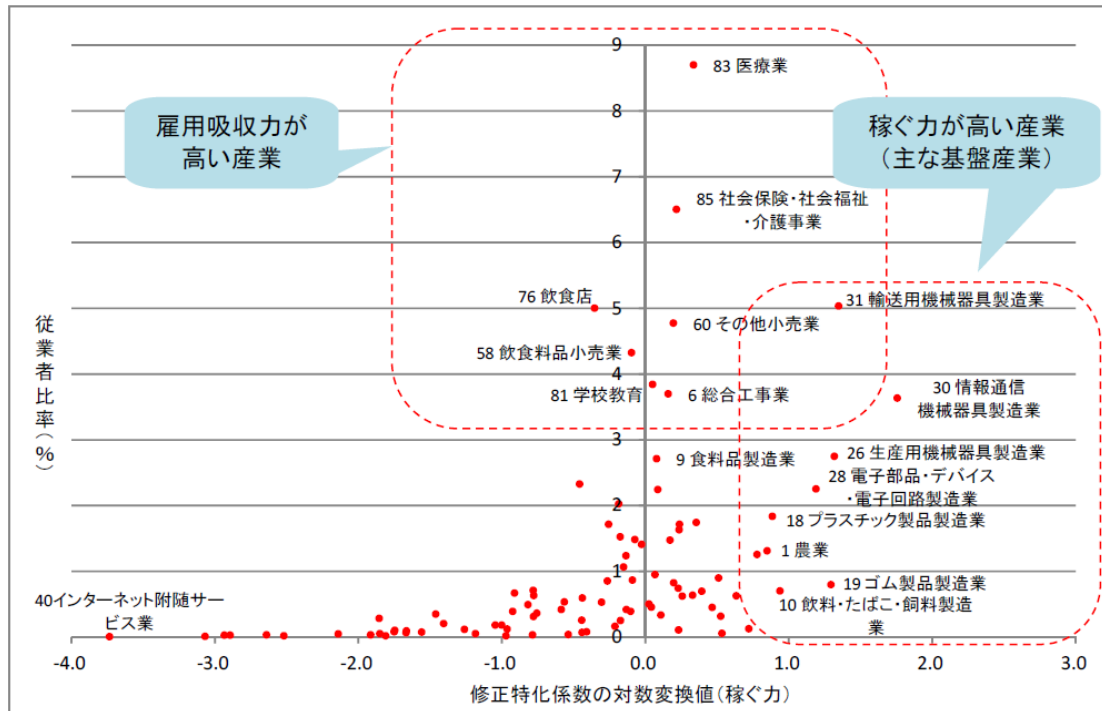


(資料：三原市人口ビジョン，平成 27 年 10 月)

#### ■ 年齢3区分別人口の推移

## (2) 就業状況

本市では、医療・福祉分野、社会保険・社会福祉・介護事業の従業者比率が高く、これらの産業が地域の雇用を支えています。また、製造業や農業が基盤産業として地域経済を支えています。

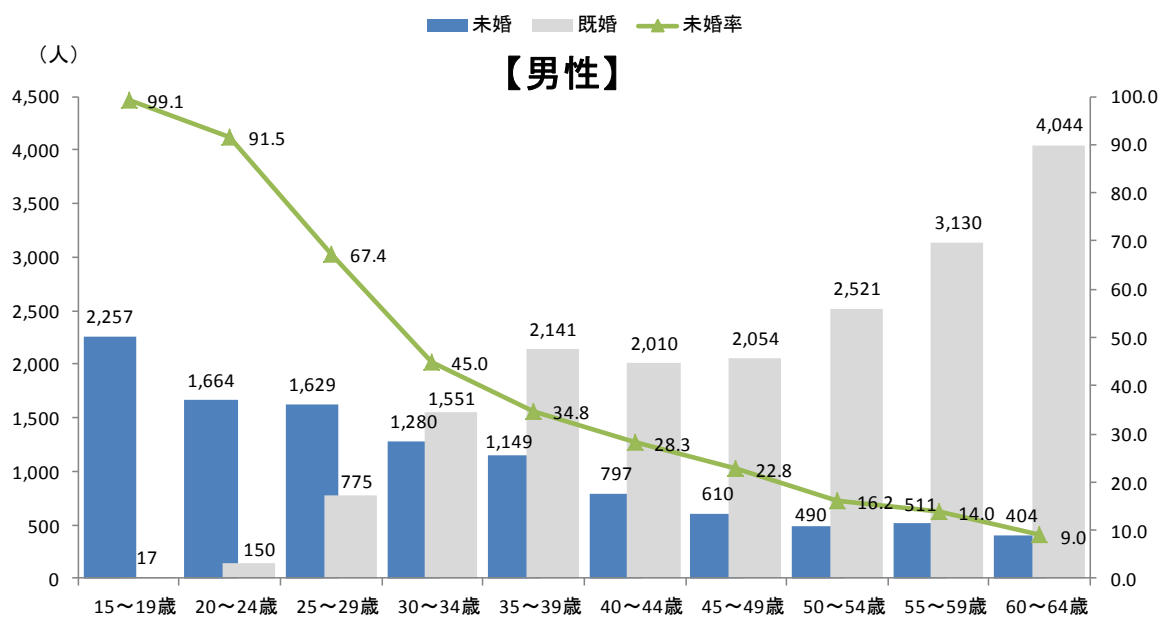
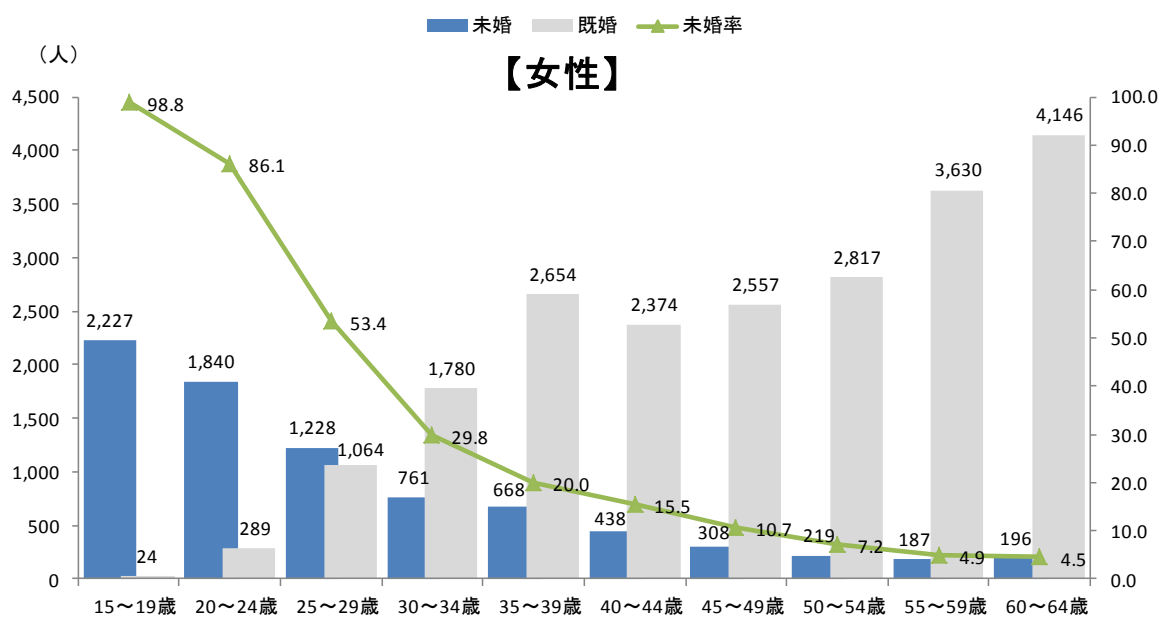


(資料：三原市人口ビジョン，平成 27 年 10 月)

### ■就業状況 (平成 24 年)

未既婚者数を年齢別にみると、女性は20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回りますが、30代前半では既婚者が未婚者を大幅に逆転します。この年代が婚姻の中心的年齢層となっています。

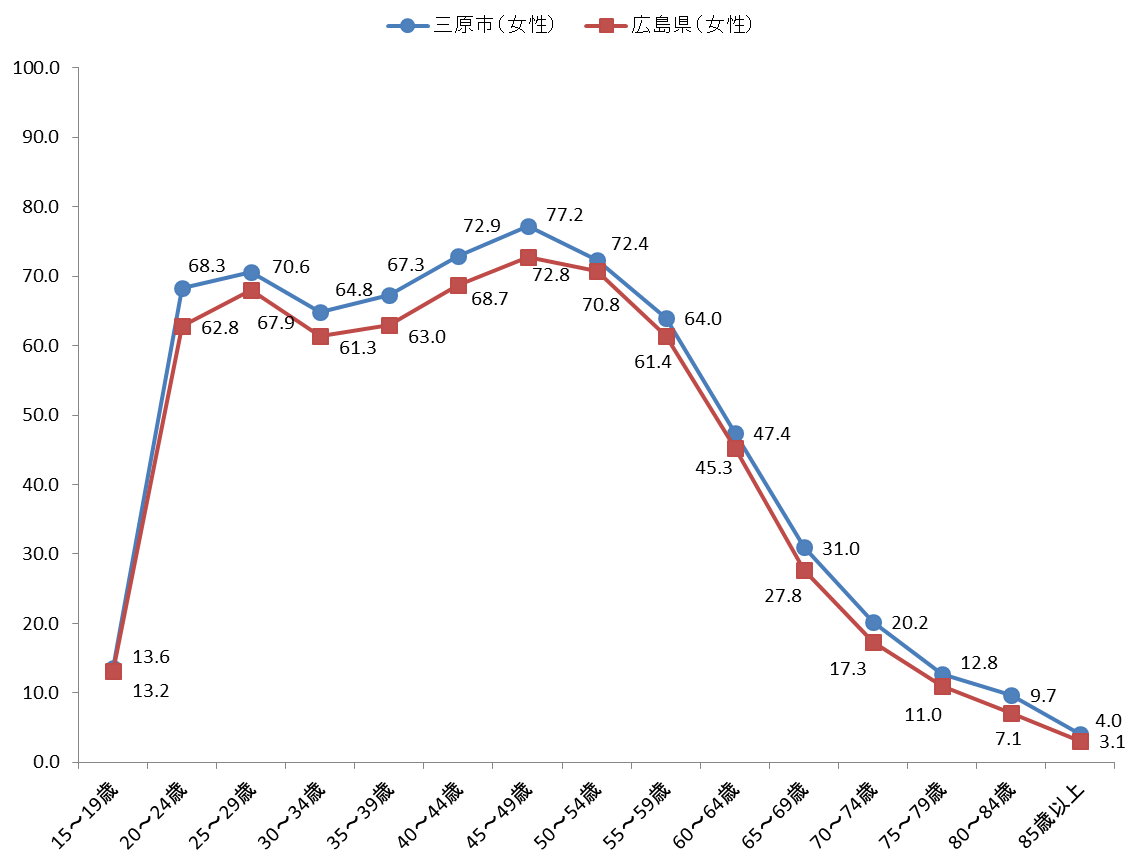
男性も女性と同様に、30代前半で既婚者が未婚者を逆転しますが、未婚率は35～39歳で34.8%（女性：20.0%）、40～44歳で28.3%（女性15.5%）と女性に比べ高い水準で推移しています。



(資料：国勢調査(平成22年)離婚、死別は「既婚者数」に含む。)

■ 未既婚者数と未婚率

女性の就業率は、30代前半に一旦減少しその後再び上昇する、いわゆる「M字カーブ※」の傾向を示しています。ただし、就業率は各年齢層とも県の平均を上回っており、共働きを含め働く女性が多いことがうかがえます。



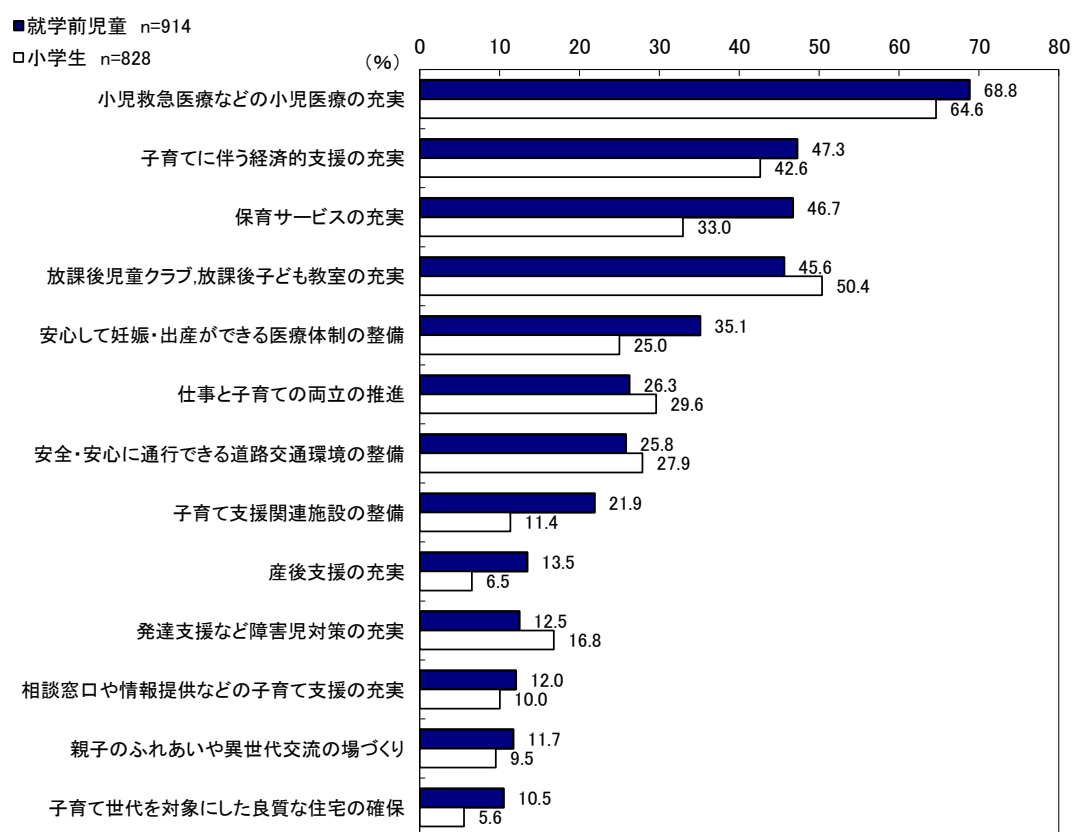
(資料：国勢調査(平成22年))

■女性の就業率

### (3) 子ども・子育て環境

国が推進する女性活躍推進と子育て支援の施策は、多くの点で関連しています。「三原市子ども・子育て支援事業計画（平成27（2015）年3月）」のニーズ調査から見た男女共同参画の状況を示します。

- 就学前児童の母親の5割強が現在フルタイムやパートなどで就労しています。小学校児童の母親はフルタイムやパートなどの就労割合が大幅に上昇しており、子どもの成長に伴い、就労する母親が増える傾向です。
- 育児休業を取得したことがある就学前児童の母親は3割程度みられますが、勤務先に制度が無かったケースもみられます。
- 安心して子育てできる環境として「小児救急医療などの小児医療の充実」、「子育てに伴う経済的支援の充実」、「保育サービスの充実」、「放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実」、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」、「仕事と子育ての両立の推進」が上位回答となっています。



(資料：三原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査（平成26年）)

#### ■市が重点的に取り組むべき施策

#### (4) 女性管理職比率 (参考)

平成 28 (2016) 年 4 月 1 日現在における本市の職員における女性管理職比率は 4.1% です。県内の市町の平均は 13.7% で、本市は市で下から 2 番目です。県内の市では府中市 (26.0%) や廿日市市 (25.4%) などが、町では安芸太田町 (31.8%)、海田町 (28.6%) などが 2 割を超える高い比率です。

#### ■広島県内、自治体 (市) の女性管理職比率 (比率の高い順)

市名	職員全体			職員のうち一般行政職		
	管理職総数	うち女性 管理職数	女性比率 (%)	管理職総数	うち女性 管理職数	女性比率 (%)
府中市	50	13	26.0	29	2	6.9
廿日市市	130	33	25.4	97	15	15.5
三次市	75	17	22.7	66	13	19.7
東広島市	168	36	21.4	116	9	7.8
大竹市	56	12	21.4	41	4	9.8
尾道市	126	21	16.7	66	8	12.1
江田島市	58	9	15.5	42	5	11.9
福山市	314	42	13.4	206	18	8.7
庄原市	57	7	12.3	44	2	4.5
竹原市	28	3	10.7	27	3	11.1
広島市	652	68	10.4	496	46	9.3
安芸高田市	51	3	5.9	47	3	6.4
三原市	73	3	4.1	59	2	3.4
呉市	266	3	1.1	199	1	0.5
県内市町の計	2,361	323	13.7	1,747	165	9.4

(資料：内閣府男女共同参画局「平成 29 年 1 月／地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成)

#### コラム【ジェンダー・ギャップ指数】

スイスのジュネーブに本部を置く世界経済フォーラム (World Economic Forum, WEF) が平成 28 (2016) 年度版を 10 月に発表した、世界各国の男女格差を図る指標である「ジェンダー・ギャップ指数<sup>注</sup>」では、日本は 144 か国中 111 位と前年より 10 下がり過去最低の水準となった。特に、政治や経済の分野において男女の格差が大きい。

#### 【日本の分野別の順位】

経済：118 位 (12 ダウン)、教育：76 位 (8 アップ)、健康：40 位 (2 アップ)

政治：103 位 (1 アップ)

職員や管理職における男女比率 113 位、予想される所得の男女比率 100 位

女性の専門職と技術職の割合 101 位

注：経済、教育、健康、政治の 4 分野のデータから世界経済フォーラムが算出

## 6 男女共同参画推進の課題

### (1) 第2次プランの進捗状況

平成24(2012)年度から実施された第2次プランの進捗状況として、平成28(2016)年版の「三原市男女共同参画に関する年次報告」をもとに評価指標の状況を示します。

- 「基本目標1」は、男女共同参画を進めるための「人づくり」で、「女性リーダー育成塾の開催」、「新学習指導要領の内容に即した指導計画の作成」が目標を達成しています。「女性委員候補者リスト新規登録者数」は、目標数値と大きく異なっていますが、5年間の延べ人数は18人です。

市民意識調査による「男女の地位が平等だと感じる人の割合」は、政治の場、社会全体、学校教育ともに目標に達していません。

- 「基本目標2」は、男女共同参画を実現するための「環境づくり」で、「女性の参画により「6次産業化」など経営の多角化を進めている法人数」、「男性向け介護教室の開催」や子ども・子育て支援事業による延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かりの各事業の実施箇所数や男女間の暴力の根絶に向けた取組みの相談しやすい体制が目標を達成しています。

市民意識調査による「男女の地位が平等だと感じる人の割合」の3項目や働く女性にとって職場環境が働きやすいと感じる人の割合など、目標に達していません。

- 「基本目標3」は、男女共同参画を支える「社会づくり」で、「出前講座の利用件数」、「乳がん健診の受診率」、「認知症サポーター\*の人数」、「放課後児童クラブ\*の設置」が目標を達成しています。

「子育て支援総合コーディネーター」は、平成28(2016)年度から「三原市子育て世代包括支援センター『すくすく』」で、相談者に対し、情報提供・支援を行っています。

子育てに不安感や負担感を持つ保護者の割合は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに目標に達していません。

(平成27年度に目標達成の項目を着色)

**基本目標1 男女共同参画を進めるための人づくり**

評価項目	計画策定時の実績 平成23年度	第2次プランの目標 平成28年度	実績 平成27年度
<b>施策(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進</b>			
女性リーダー育成塾(仮称)の開催	—	1回以上	1回
女性委員候補者リスト新規登録者数	—	25人	1人
男女共同参画セミナーの参加者数	207人	255人以上	168人
各種審議会における女性委員の割合	23.2%	30%以上	23.7%
政治の場における男女の地位が平等だと感じる人の割合	12.4%	20%以上	11.6% (H28)
<b>施策(2) 教育・学習の推進</b>			
新学習指導要領の内容に即した指導計画の作成	—	整備	整備
男女共同参画に関する世代別教育プログラムの整備・充実	—	整備	—
社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合	12.1%	25%	13.0% (H28)
学校教育における男女の地位が平等だと感じる人の割合	56.1%	65%	55.8% (H28)

**基本目標2 男女共同参画を実現するための環境づくり**

評価項目	計画策定時の実績 平成23年度	第2次プランの目標 平成28年度	実績 平成27年度
<b>施策(1) 広報・啓発の充実</b>			
市民協働ホームページへの登録団体数	54団体	120団体 (H26)	88団体
社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合(再掲)	12.1%	25%	13.0% (H28)
<b>施策(2) 職場における男女共同参画の推進</b>			
家族経営協定 <sup>※</sup> の締結数	0件	7件	1件
女性の参画により「6次産業化 <sup>※</sup> 」など経営の多角化を進めている法人数	2法人	5法人	5法人
起業家支援セミナー受講者数(累計)	3人 (H22)	25人	19人
働く女性にとって職場環境が働きやすいと感じる人の割合	51.9%	60%以上	44.7% (H28)
職場における男女の地位が平等だと感じる人の割合	17.6%	25%以上	17.1% (H28)



評価項目	計画策定時の実績 平成23年度	第2次プランの目標 平成28年度	実績 平成27年度
<b>施策(3) 家庭における男女共同参画の推進</b>			
男性向け介護教室の開催	—	実施	251人
家族介護者交流事業の男性参加者数	49人	60人	54人
延長保育事業実施箇所数	11カ所	11カ所 (H26)	15カ所
休日保育事業実施箇所数	1カ所	1カ所 (H26)	1カ所
病児・病後児保育事業実施箇所数	3カ所	4カ所 (H26)	4カ所
一時預かり事業実施箇所数 (幼稚園)	6カ所	7カ所 (H26)	7カ所
家庭生活における男女の地位が平等だと感じる人の割合	30.1%	43%	30.5% (H28)
<b>施策(4) 男女間の暴力の根絶に向けた取組みの推進</b>			
相談しやすい体制 (人口10万人当たりの相談件数が県平均以上)	280件 (H22)	300件	408件
<b>施策(5) 地域における男女共同参画の推進</b>			
地域別ミニ集会の参加者数	142人	150人	39人
地域活動や行事に参加したことがある人の割合	80.3%	90%以上	78.3% (H28)

### 基本目標3 男女共同参画を支える社会づくり

評価項目	計画策定時の実績 平成23年度	第2次プランの目標 平成28年度	実績 平成27年度
<b>施策(1) 市民団体等との協働による男女共同参画の推進</b>			
出前講座の利用件数	871件 (H22)	890件以上	896件
<b>施策(2) 生涯を通じた健康づくり支援</b>			
朝食を食べる人の割合	86.1% (H20)	90%以上 (H26)	87.3% (H24)*1
乳がん検診の受診率	15.1% (H20)	28%以上 (H26)	28.0%
<b>施策(3) 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり</b>			
要介護認定率	19.9% (H22)	20% (H26)	20.5%
認知症サポーター*の人数 (累計)	7,100人	8,900人 (H26)	10,238人
<b>施策(4) 子どもがのびのび育つ環境づくり</b>			
つどいの広場の設置	1カ所	3カ所	—
放課後児童クラブ*の設置	22カ所	23カ所	24カ所
子育て支援総合コーディネーターの配置	—	実施	実施 (H28)
子育てに不安感や負担感を持つ保護者の割合 (就学前児童の保護者)	59.7% (H20)	50%以下 (H24)	50.9% (H25) *3
子育てに不安感や負担感を持つ保護者の割合 (小学生の保護者)	54.4% (H20)	45%以下 (H24)	52.3% (H25) *3

評価項目	計画策定時の実績 平成23年度	第2次プランの目標 平成28年度	実績 平成27年度
子育てが楽しいと感じる保護者の割合 (小学生の保護者)	71.4% (H20)	75%以上 (H24)	76.1% (H25) *2
<b>施策(5) 国際交流や国際協力の取組みの推進</b>			
日本語学習支援ボランティア養成講座 受講者数 (累計)	63人	300人	185人

(注) 目標欄にカッコ書きで表記されている年度は、他の計画により定められている目標年次です。

- \* 1 : 健康・食育みはらプラン (平成25年3月) による「朝食を毎日食べている人の割合」。
- \* 2 : 三原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査 (平成25年) による子育てが楽しいと感じる保護者の割合 (小学生の保護者) の「楽しい」と「楽しい時がやや多い」の計。
- \* 3 : 三原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査 (平成25年) による子育てに関する不安感や負担感を感じる保護者の割合 (小学生入学前児童の保護者) の「非常に不安や負担を感じる」と「何となく不安や負担を感じる」の計。

## (2) 分野別の男女共同参画推進の課題

ここでは、以下の資料をもとに、分野別の男女共同参画推進の課題を示します。

《資料》

- 1) 男女共同参画プラン (第3次) 策定のための市民意識調査結果報告書, 平成28年12月
- 2) 男女共同参画に関する団体等アンケート結果, 平成28年12月
- 3) 平成28年度版三原市男女共同参画に関する年次報告, 平成28年10月
- 4) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況, 内閣府男女共同参画局, 平成29年1月

### 1) 就労や職業生活

仕事を続けていない理由は「結婚のため」、「出産・育児のため」が多く、結婚・出産・育児の期間を通して、働きやすい職場環境の整備が必要です。

- 最初の仕事を続けていない理由 (問13-1) では、「結婚のため」、「出産・育児のため」が多く、出産後離職せず働き続けるため (問14-1) に、「子どもを預けられる環境の整備」、「職場の育児・介護との両立支援制度の充実」、「男性の家事参加への理解・意識改革」が求められています<sup>1)</sup>。
- 「女性活躍推進法」制定に伴い労働慣行を見直し、ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>が進むよう企業への働きかけが必要です<sup>2)</sup>。
- 行政や大企業における女性の再就労の支援や女性雇用者の割合の増加などが必要です<sup>2)</sup>。
- 女性が働く上での悩みや心配事を相談できる仕組みづくりが必要です<sup>3)</sup>。

## 2) 家庭における男女共同参画

「夫は外で働き妻は家庭を守るという考え方」について、「反対」が全国に比べ大幅に少なく、一層の意識啓発が必要です。

- 「夫は外で働き妻は家庭を守るという考え方」(問7)について、「反対」が「賛成」をわずかに上回っていますが、「反対」は全国に比べ大幅に少ない結果です<sup>1)</sup>。
- 家庭における関係を男女の協力関係にする新しい家族のあり方について、学べる機会が必要です。男性向け介護教室の他、育児の教室の実施も求められています<sup>2)</sup>。

## 3) 政策・方針決定の過程への女性の進出

政策・方針決定の過程に女性が進出するためには、「男性優位の組織運営」や「家庭・地域・職場での性別役割分担」の見直し、意識啓発が必要です。

- 女性リーダー育成講座を開催していますが、女性委員候補者リストへの登録者数、審議会における女性委員の割合など、第2次プランの目標に達していません<sup>3)</sup>。女性委員候補者リストへの登録者を増やすために、さらに講座の充実が必要です<sup>2)</sup>。
- 女性管理職の積極登用と登用するための教育環境の整備が必要です<sup>2)4)</sup>。
- 政策・方針決定の過程に女性が進出するため(問25)には、「男性優位の組織運営」や「家庭・地域・職場での性別役割分担」の見直し、意識啓発が必要です<sup>1)</sup>。

## 4) 地域における男女共同参画

男性の子育てや地域活動参加のためには、意識改革の他に「労働時間短縮や休暇制度の普及」など多面的な対応が必要です。

- 男性の子育てや地域活動参加のため(問18)に、「夫婦や家族間のコミュニケーション」、「家事などへの男性自身の抵抗感をなくす」などの意識改革の他に「労働時間短縮や休暇制度の普及」など多面的な対応が必要です<sup>1)</sup>。
- 災害時に、男女共同参画の観点から、女性が意見を出しやすい、言いやすい環境づくりが必要です<sup>2)</sup>。

## 5) 生涯にわたる健康づくりの支援

誰もが安心・安全に暮らせるためには、生涯にわたる健康支援が必要です。

- ライフステージ\*に応じた健康づくりに取り組めるよう健康教育・健康相談・健康診断の充実が必要です。
- 健康診断やがん検診を「毎年定期的に受診」(問21)している女性の割合が男性より少ない状況です<sup>1)</sup>。生涯にわたる女性の健康づくり支援が必要です。

## 6) 男女の人権に対する問題

配偶者などへの暴力をなくすために「身近な相談窓口」の充実と被害者のための「相談機関や保護施設、緊急避難所」の整備・充実が必要です。

- 配偶者の暴力をなくすため（問 23）には，安心・信頼できる「身近な地域の相談窓口」の充実が必要です。さらに被害者のための「相談機関や保護施設，緊急避難所」の整備・充実が必要です<sup>1)</sup>。
- DV\*・デートDVについては，学生など若い世代に教育現場（小・中・高・大学）での指導の充実が必要です<sup>2)</sup>。

## 7) 男女共同参画の実現について

多くの項目で「男性優遇」で，全国に比べ「平等」の比率が少ない状況です。慣習をはじめとして様々な場などにおける意識啓発が必要です。

- 「学校教育の場」を除き，「社会通念・慣習・しきたりなど」，「政治の場」，「社会全体」，「職場」，「家庭生活」など多くの分野（問 27）で「男性優遇」が続いています。また，いずれの項目も全国に比べ「平等」の比率が2割から4割少なくなっています<sup>1)</sup>。

## 8) 男女平等に関する教育

男女共同参画を推進するためには，人材育成が必要です。学校教育における学習プログラム，世代別の教育プログラムの整備が必要です。

- 男女共同参画を推進するためには，人材育成が必要です。学校教育の中においても学習プログラム，世代別教育プログラムの整備も必要です<sup>2) 3)</sup>。
- 男女共同参画セミナーへの男性の参加の促進が必要です<sup>3)</sup>。

## 7 目指す姿と施策体系

「条例」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指して、以下の6つの基本理念を定めています。

### ■基本理念（「三原市男女共同参画推進条例」第3条から要約）

- 1 男女の人権の尊重
- 2 制度や慣行が及ぼす影響の配慮
- 3 政策などの立案や決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動との調和
- 5 互いの性について理解，生涯を通じた健康的な生活など
- 6 国際的協調のもとでの推進

本計画では、これらの基本理念や市の将来像、さらに本市の地域特性などを配慮し、三原市の男女共同参画社会の目指すべき「将来像」は、第2次プランを継承し、“認めあい ともに歩もう 多幸のまち みはら”とします。

この「将来像」は、三原市らしさを大切にしながら、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、苦労も喜びもともに分かち合っていくことで、誰もが幸せをしっかりと感じることでできるまちにしていこうという想いを込めています。

認めあい ともに歩もう 多幸のまち みはら

この「将来像」の実現や男女共同参画推進のための施策の計画的・体系的な推進、各主体の積極的な参画・行動を目指し、次の3つの基本目標を定めます。

- 基本目標1 環境づくり
- 基本目標2 安心・安全づくり
- 基本目標3 人づくり

「基本目標」の実現の手段が「主な施策」です。これらの「将来像」、「基本目標」、「主な施策」の関連を次ページの【施策の体系】として示します。3つの「基本目標」、「主な施策」を相互に連携し、推進します。

【施策体系】

【将来像】

【基本目標】

【主な施策】

認めあい  
ともに歩もう  
多幸のまち  
みはら

1 環境づくり

- 1-1 職場における女性の活躍推進
  - (1) 男女の働きやすい環境の整備
  - (2) 農林漁業、商工業などの自営業者における男女共同参画の推進
  - (3) 再就職などの支援
  - (4) 仕事と家庭の両立支援
- 1-2 家庭における男女共同参画の推進
  - (1) 出産から子育てまでの切れ目ない支援
  - (2) 男性の子育てなどへの参画の推進
- 1-3 政策・方針決定過程への女性の参画推進

2 安心・安全づくり

- 2-1 地域における男女共同参画の推進
  - (1) 地域における男女共同参画の支援
  - (2) 地域の活動の場の整備
- 2-2 生涯を通じた健康づくりの支援
- 2-3 男女間の暴力の根絶に向けた取組みの推進
- 2-4 貧困・高齢・障害などにより困難を有する人が安心して暮らせるための支援

3 人づくり

- 3-1 広報・啓発の充実
  - (1) 広報活動
  - (2) 啓発活動
- 3-2 教育と研修の充実
  - (1) 学校などにおける教育
  - (2) 多様な世代の教育

## 第2章 各論

### 【基本目標1 環境づくり】

---

「女性活躍推進法」、「男女雇用機会均等法」を受け、職場における女性の活躍推進、家庭における男女共同参画の推進、政策・方針決定過程への女性の参画推進のための施策を定めます。

#### 1-1 職場における女性の活躍推進

職場などにおける女性の活躍推進の骨格となる男女の働きやすい環境の整備、農林漁業・商工業など自営業における男女共同参画の推進、再就職などの支援、仕事と家庭の両立支援などの施策を定めます。

##### (1) 男女の働きやすい環境の整備

###### 《現状と課題》

- 妊娠中、出産後の女性労働者の健康管理、母性保護などのために、チラシの配布やポスターを掲示していますが、より効果的な周知が必要です。
- 職場における労働条件や労働環境などに関する相談窓口を広報誌で周知しています。
- 市民の意識に見られるように、現在は女性が働きやすい社会状況に必ずしもなっていません。事業主に対する女性が就業しやすい職場環境づくりのための啓発活動や指導・助言などが必要です。
- 事業所における人権問題研修への人権啓発指導員<sup>\*</sup>を派遣しています。研修を行う企業の固定化が課題です。

###### 《市民の意識》

- 現在の社会は女性が働きやすい状況かについて、「働きやすい(たいへん働きやすいとある程度働きやすいの計)」は44.7%、「働きやすい状況にあるとは思わない(あまり働きやすい状況にあるとは思わないを含む)」は51.0%です。
- 男女共同参画社会実現に向け、市が力を入れるべきことについての2番目が「就労における男女機会均等や就業環境の整備を進める」(49.6%)です。
- (市民の自由意見：女性・40歳代)現状ではまだまだ育児、家事は女性のものという価値観が年配の方に根付いている。この考えを変えないと女性は出産したら働けない。
- (市民の自由意見：男性・30歳代)子育てに対して、女性の負担が大きすぎると思う。男性の育児休暇を実現して欲しい。
- (団体の意見)県の子育て支援を目的とした“イクちゃん認定”のような男女共同参画認定証を発行したり、企業の実情の調査などを期待したい。

(男女共同参画社会における市民意識調査/団体等アンケート結果、平成28年)

《基本方針》

誰もが就業しやすい職場環境づくりのために、「女性活躍推進法」などの周知や労働慣習の見直しを普及・啓発します。事業者に対する一般事業主行動計画策定などの支援をするとともに、女性活躍の推進や若年労働者を雇用している事業者の受注機会、受注額の拡大に寄与する施策を講じます。

《主な施策》

	項目	施策内容	担当課
1	「女性活躍推進法」などの周知【新規】	県や関係機関などと連携し、事業主（企業経営者）に対し、「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」などを周知するとともに、女性が就業しやすい職場環境づくりのための相談・助言を支援します。	人権推進課 商工振興課
2	労働慣習の見直しの普及・啓発	関係機関と連携し、事業所に対して、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などを普及・啓発します。	商工振興課 人権推進課
3	一般事業主行動計画策定などの支援【新規】	一般事業主行動計画※の策定や次世代育成支援の取組みに際し、県や関係機関などと連携し、関連情報を提供します。	人権推進課 商工振興課 子育て支援課
4	入札参加資格に係る評価基準の改正【新規】	「三原市建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査要綱（平成29（2017）年4月施行）」に基づき、女性活躍の推進や若年労働者を雇用している事業者の受注機会、受注額の拡大に寄与することを目的に入札参加資格の評価基準を改正します。	契 約 課
5	女性就労者の健康管理	各事業者に対し、妊娠中、出産後の女性労働者の健康管理、母性保護の重要性を周知します。	商工振興課
6	労働に関する相談機能の充実	パートタイム労働や女性労働者、外国人労働者を含め、職場における労働条件や労働環境などに関する相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、女性が働く上での悩みや心配事に対する相談機能を充実します。	商工振興課 人権推進課
7		労働条件や労働環境などに関する差別的取扱いや男女共同参画を阻害する原因を含んだ相談、苦情などに対して、関係機関と連携し、事業者を指導します。	商工振興課 人権推進課
8	事業所における人権教育・啓発の支援	事業所内研修への講師派遣や啓発リーフレットの作成・配布、人権問題研修会への参加を要請します。	商工振興課 人権推進課



主な施策、評価指標の【新規】、【拡充】について

【新規】・・・ 計画期間中に開始する施策または、以前から実施しており、今回の計画で新たに位置付けた施策です。

【拡充】・・・ すでに実施しており、内容を充実していく施策です。

## (2) 農林漁業、商工業などの自営業者における男女共同参画の推進

### 《現状と課題》

- 認定農業者<sup>\*</sup>の家族経営者を対象に家族経営協定<sup>\*</sup>の締結を推進していますが、更なる協定の啓発が必要です。
- 女性の参画による6次産業の取組みを平成28(2016)年度現在、5法人で実施しています。
- 平成27(2015)年度からコーディネーターを配置した支援拠点・相談窓口を設置し、創業者を支援しています。
- 女性の経営や事業への参画などのために、チラシの配布やポスターを掲示していますが、より効果的な周知が必要です。
- 農林漁業、商工業などの事業活動や起業において、性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮できる環境整備が必要です。

### 《基本方針》

農林漁業、商工業などの自営業者において男女が対等なパートナーとして互いに協力し経営と生活が営めるよう家族経営協定の締結や6次産業化を推進します。また、起業を目指す方の起業化と育成を支援します。

### 《主な施策》

	項目	施策内容	担当課
9	家族経営協定 <sup>*</sup> の締結の推進	男女が対等なパートナーとして互いに協力し経営と生活の両分野に参画するための家族経営協定を推進します。	農林水産課
10	6次産業化 <sup>*</sup> の推進	女性参画による加工品の製造や販売などの経営の多角化(6次産業化 <sup>*</sup> )を推進します。	農林水産課
11	起業化の促進と育成支援	起業を目指す男女や創業者に対して、三原市起業化促進連携協議会 <sup>*</sup> と連携し、情報提供や経営能力向上のための講座、相談会などを開催します。	商工振興課
12	経営に関するセミナーの開催など	女性の経営や事業への参画を促進するため、経営に関するセミナーの開催や情報を提供します。	商工振興課

### (3) 再就職などの支援

#### 《現状と課題》

- 就職ガイダンスを年2回開催しています。
- 都市圏からの呼び戻し事業を平成27(2015)年度から実施しています。
- 職業的能力の開発・向上のために、「三原市ゆめきやりあセンター」を運営しています(平成28(2016)年度から議会の代替施設となるため運用休止)。職業訓練施設(パソコン室)は、総合保健福祉センターで運営しています。
- 再就職など、就業を希望する人が早期に、希望する形で就職できる環境整備が必要です。

#### 《基本方針》

誰もが再就職が可能なように、ハローワークと連携し職業紹介、就労情報の提供や職業能力を高めるための支援をします。

#### 《主な施策》

	項目	施策内容	担当課
13	再就職への支援	ハローワークと連携し、職業紹介、就労情報の提供や再就職に役立つ知識や技術を身につける機会を提供します。	商工振興課
14	職業能力を高めるための支援	男女の職業能力を高めるための学習機会の充実とともに、職業訓練施設や資格取得のための講座などの情報を提供します。	商工振興課

### (4) 仕事と家庭の両立支援

#### 《現状と課題》

- 育児・介護休業制度<sup>\*</sup>などの普及のために、チラシの配布やポスターを掲示していますが、より効果的な周知が必要です。
- 誰もが働きながら安心して家庭や地域で生活できる環境整備が必要です。

#### 《市民の意識》

- 女性が職業を持つことについて、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」(40.8%)、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」(38.0%)の順です。
- 「仕事をやめたり、中断したり、転職した」理由は、「結婚のため」(28.6%)、「出産・育児のため」(28.2%)の順です。
- 出産後離職せず働き続けるために必要なことについての2番目が「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」(51.7%)です。

(男女共同参画社会における市民意識調査、平成28年)

《基本方針》

さまざまな場面を活用し、育児・介護休業制度などを普及・啓発します。

《主な施策》

	項目	施策内容	担当課
15	育児・介護休業制度※ などの普及・啓発	事業者訪問や市内事業者が参加する行事などの場を活用して、事業所における育児・介護・看護のための休業や育児支援制度の普及促進、マタニティハラスメントの防止に関する啓発など、事業所の意識啓発に努めます。	商工振興課 人権推進課
16		市民に対しては、各種講座や研修会などの学習機会の提供や広報誌、市ホームページ、その他の各種情報誌などを活用し、育児・介護休業取得の意識を啓発します。	商工振興課 人権推進課

【基本目標 1 - 1 評価指標】

項目	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 33 年度)
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録事業所数 【新規】	22 社	増加
広島県男性育児休業等促進宣言企業(育メン休暇応援制度)登録事業所数【新規】	10 社	増加
女性(25~39歳)の就業率*1【新規】	69.5% (H27) *2	70% (H31)
家族経営協定※の締結数(累計)	1 件	5 件
女性の参画により「6次産業化※」など経営の多角化を進めている法人数(累計)	5 件	10 件

\*1：三原市長期総合計画・基本計画前期，平成 27 年 3 月（計画期間：平成 27～31 年度）

\*2：国勢調査，平成 27 年

注）本計画は，関連計画と連携・整合のうえ推進されます。印（\*）の付いた目標値は，他計画で定められたもので，計画改定時に見直しされます。本計画では，その改訂・見直しに合わせて現状値・目標値を変更します（以下，目標値の取り扱いは，同様です。）。

【参考指標】

項目	現状 (平成 28 年度)
創業支援事業計画に基づく創業支援件数【新規】	103 件
働く女性にとって職場環境が働きやすいと感じる人の割合	44.7%
職場における男女の地位が平等だと感じる人の割合	17.1%

## 1-2 家庭における男女共同参画の推進

家庭における男女共同参画の推進のための出産から子育てまでの切れ目ない支援、男性の子育てなどへの参画の推進などの施策を定めます。

### (1) 出産から子育てまでの切れ目ない支援

《現状と課題》

- 妊婦健診公費助成制度による安心・安全な妊娠・出産が出来る環境を整備していますが、受診率が上がるよう、より効果的な周知が必要です。
- 平成 28 (2016) 年度から不妊検査に関する市の費用助成制度を開始しました。
- 市内 4 カ所の保健福祉センターを拠点に母子保健推進委員による訪問や育児・子育て支援事業を実施しており、平成 28 (2016) 年度、母子保健推進委員は 60 人です。
- 平成 28 (2016) 年度の主な保育サービスは次のとおりです。
  - ・延長保育事業：16 カ所で実施し、平成 29 (2017) 年度 1 カ所追加予定です。
  - ・一時預かり事業：保育施設 9 カ所で実施し、平成 29 (2017) 年度 1 カ所追加予定です。幼稚園 5 カ所で実施しています。
  - ・休日保育事業：1 カ所で実施しています。
  - ・病児・病後児保育事業：病後児対応型 1 カ所、体調不良児対応型 2 カ所、病児保育 1 カ所で実施しています。
- 地域子育て支援センター※を設置し、子育て中の親子の交流や子育てサークルを支援しています。平成 28 (2016) 年度は 11 カ所で実施しました。
- 放課後子ども教室※を平成 25 (2013) 年度に市内市立小学校の全てに設置しました。
- 「放課後子ども総合プラン※」に基づき、放課後児童クラブ※と放課後子ども教室※との連携の実施に向けて検討中です。実施可能な小学校については、平成 28 (2016) 年度から月 1 回程度を目標に実施しています。平成 31 (2021) 年度までに小学校 10 カ所で実施予定です。
- 子育て世代包括支援センター※『すくすく』を平成 28 (2016) 年度から 1 カ所設置しました。
- 育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者を組織化したファミリー・サポート・センター事業※を実施しています。平成 27 (2015) 年度の年間利用は 662 件で、会員数 267 人（提供会員 84 人、依頼会員 157 人、両方会員 26 人）です。ファミリー・サポート・センター事業※の周知、利用と提供のバランス、同様のサービスとの調整が課題です。
- 保育所・こども園においては、地域の方の園の行事への参加、付近の畑での園児との収穫活動などの地域交流を推進しています。
- 児童虐待に関する関係機関による組織として、「要保護児童対策地域協議会※」を設置し、児童虐待の未然防止に努めています。平成 27 (2015) 年度は個別ケース会議を 24 回開催しました。児童虐待相談事業として通告件数 70 件、相談件数 62 件です。
- 子どもを望む夫婦が地域で安全・安心して妊娠・出産・子育てできる環境整備が必要です。

## 《市民の意識》

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成（どちらかといえば賛成を含む）」は40.1%、「反対（どちらかというと反対を含む）」は43.2%です。
- 出産後離職せず働き続けるために必要なことの1番目が「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」（79.3%）で、3番目が「男性の家事参加への理解・意識改革」（51.1%）です。
- 男女共同参画社会実現に向け、市が力を入れるべきことの1番目が「子育て・介護に関する多様な支援を拡充する」（69.7%）です。
- （市民の自由意見：女性・20歳代）希望の保育園に入れなかったら、仕事に復帰したくてもできない。これが、女性が社会進出できない理由である。
- 女性も安心して職場で働ける様、子どもの急な体調不良でも対応してもらえる保育施設の充実が必要。

（男女共同参画社会における市民意識調査，平成28年）

## 《基本方針》

安心して出産や育児に取り組めるよう妊娠・出産・子育ての環境を整備するとともに、子育てと仕事が両立できるよう多様なニーズに対応した地域全体で子ども・子育てを支える仕組みと環境を充実します。

また、児童虐待などの問題や発達に課題や障害のある子どもへの相談体制を整備・充実します。

## 《主な施策》

	項目	施策内容	担当課
17	妊娠・出産・子育て環境の整備【拡充】	安心して出産や育児に取り組めるよう妊娠・出産・子育て環境を整備します。 ○妊婦健診公費助成事業の実施 ○マタニティスクールの開講 ○お父さん手帳の配布 ○喫煙と健康問題に関する知識の普及，禁煙・分煙の啓発 ○不妊検査に関する市の費用助成 ○子育てガイドブックの配付，子育て応援情報サイト「みはら子育てねっと」での周知【拡充】	保健福祉課 子育て支援課
18		母子保健推進委員による訪問などを通して，地域での育児・子育てを支援します。	保健福祉課
19	保育サービスの充実【拡充】	「みはら子育て応援プラン（三原市子ども・子育て支援事業計画）（平成27（2015）年3月）」に基づき，子育てと仕事が両立できるよう保育サービスを充実します。	子育て支援課 教育振興課

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常保育事業の実施（待機児童※ゼロ）</li> <li>○延長保育事業の実施</li> <li>○一時預かり事業の実施（保育所・認定こども園・幼稚園）</li> <li>○休日保育事業の実施</li> <li>○病児・病後児保育事業の実施</li> <li>○地域型保育事業（小規模保育事業，事業所内保育事業）の実施【拡充】</li> <li>○受け入れ児童拡大の検討（市立幼稚園）</li> <li>○夜間保育事業の実施◆</li> <li>○家庭的保育事業の実施◆</li> <li>○短期預かり支援事業（児童養護施設）の実施◆</li> </ul>	
20	地域における子育て支援	<p>男女が安心して子育てと仕事が両立できるよう多様なニーズに対応した地域全体で子ども・子育てを支える仕組みと環境を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育て支援センター※の整備・充実</li> <li>○放課後児童クラブ※・放課後子ども教室※の実施</li> <li>○子育て世代包括支援センター※事業の実施</li> <li>○ファミリー・サポート・センター事業※の実施</li> </ul>	<p>子育て支援課 生涯学習課 保健福祉課</p>
21	相談体制の充実【拡充】	<p>児童虐待などの問題や発達に課題や障害のある子どもへの相談体制を関係機関と連携し，整備・充実します。</p>	<p>子育て支援課 保健福祉課 社会福祉課</p>

◆需要の動向を見極め，実施を検討する事業

## （２）男性の子育てなどへの参画の推進

### 《現状と課題》

- 食生活改善推進員※による身近な地域での男性の料理教室を開催しています。さらに男性の参画を促進できるよう公民館等と連携してきっかけとなる場づくりを進める必要があります。
- 父親参加型イベント（パパと一緒に）の開催，お父さん手帳の配付などを通して，父親の育児参加に対する意識の向上を図っています。男性が参加しやすい工夫が必要です。
- 男性が家事・育児・介護などに参画しやすい社会の醸成が必要です。

### 《基本方針》

男性の家事・育児・介護などの参画を推進します。

《主な施策》

	項 目	施策内容	担当課
22	男性の家事・育児・介護などへの参画の推進	男性を対象とした講座を充実し、男性の家事・育児・介護などの参画を推進します。 ○男性料理教室の開催 ○パパ応援プログラム	保健福祉課 生涯学習課 子育て支援課 高齢者福祉課 人権推進課

【基本目標 1－2 評価指標】

項 目	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 33 年度)
希望する保育所・認定こども園（長時間利用）に入れず待機している児童数* 1 【新規】	19 人 (H28.4.1 現在)	0 人 (H31)
小規模保育事業所数* 3 【新規】	2 カ所	3 カ所 (H31)
事業所内保育事業所数* 3 【新規】	1 カ所	3 カ所 (H31)
6 年生まで受け入れる放課後児童クラブ**数* 1 【新規】	11 カ所	26 カ所 (H31)
ファミリー・サポート・センター事業*の利用件数* 1 【新規】	732 件	1,000 件 (H31)

\* 1：三原市長期総合計画・基本計画前期，平成 27 年 3 月（計画期間：平成 27～31 年度）

\* 3：三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略，平成27年10月（対象期間：平成27～31年度）

【参考指標】

項 目	現状 (平成 28 年度)
子育て世代包括支援センター*の相談件数 【新規】	2,444 件
「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」と回答した人の割合 【新規】	女性 46.7% 男性 39.3%
家庭生活における男女の地位が平等だと感じる人の割合	30.5%
子育てに不安感や負担感を持つ保護者の割合（就学前児童の保護者）	50.9% (H25)
子育てに不安感や負担感を持つ保護者の割合（小学生の保護者）	52.3% (H25)
子育てが楽しいと感じる保護者の割合（小学生の保護者）	76.1% (H25)
男性の育児参加のための休暇取得率（市職員） 【新規】	36.4%
男性の育児休業取得者率（市職員） 【新規】	13%

### 1-3 政策・方針決定過程への女性の参画推進

#### 《現状と課題》

- 女性対象の「人材育成セミナー」を開催しています。受講生が定員に満たないセミナーもあり、女性限定で行うかどうかが課題です。
- 女性委員がいない審議会があります。
- 平成 28（2016）年度の市行政の管理的地位の職員に占める女性職員の割合は 5.7%です。割合の引き上げが課題です。

#### 《市民の意識》

- 政策・方針決定の過程に女性が進出していない理由は、「男性優位の組織運営になっているから」（59.9%）が最も多く、次いで「家庭・地域・職場における性別役割分担があるから」（35.9%）です。
- 男女共同参画社会実現に向け、市が力を入れるべきことの4番目が「政策や方針決定過程への女性の参画を拡充する」（35.4%）です。
- （団体の意見）市の職員における女性管理職の積極登用。女性を審議会の委員に登用するための教育環境の整備。

（男女共同参画社会における市民意識調査／団体等アンケート結果、平成 28 年）

#### 《基本方針》

男女共同参画を推進する女性リーダーの育成などに取り組み、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。審議会などにおける女性の登用や市行政における管理職に占める女性職員の割合を引き上げます。

#### 《主な施策》

	項目	施策内容	担当課
23	人材育成の充実	男女共同参画を推進する人材を育成するためのセミナーを実施します。	人権推進課
24		セミナー受講者を対象として、フォローアップ講座を実施します。	人権推進課
25	人材登録と活躍の場	政策・方針決定の場などに参画できる女性の人材を広く募集し、登録します。人材の紹介や交流を行うなど情報提供を行い、活動に対する意欲・能力をもつ人材の活用に努めます。	人権推進課
26	審議会などにおける女性の参画推進	「審議会等の運営、設置又は整理に関する基準（平成17（2005）年6月施行）」に基づき、各種審議会などへの女性委員の登用を推進します。	各課
27	管理職に占める女性職員の登用【新規】	市行政における管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を引き上げます。	職員課



【基本目標 1－3 評価指標】

項 目	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 33 年度)
人材育成セミナー参加者数(延べ人数)【新規】	32 人	180 人
各種審議会などにおける女性委員の割合* 1	23.7%	30% (H31)

\* 1 : 三原市長期総合計画・基本計画前期, 平成 27 年 3 月 (計画期間: 平成 27~31 年度)

\* 延べ人数: 平成28年度を初年度として, カウントします (以下, 同様です。)

【参考指標】

項 目	現状 (平成 28 年度)
人材育成セミナーの開催数	3 回
市議会議員のうち女性議員の占める割合と人数 【新規】	14.2% (4/28 人)
市行政における管理職に占める女性職員の割合 【新規】	5.7%
政治の場における男女の地位が平等だと感じる人の割合	11.6%

## 【基本目標 2 安心・安全づくり】

誰もが安心・安全に暮らせるために、男女共同参画の推進に向けて地域における男女共同参画の推進、生涯を通じた女性の健康づくりの支援、男女間の暴力の根絶に向けた取組みの推進、貧困・高齢・障害などにより困難を有する人が安心して暮らせるための支援のための施策を定めます。

### 2-1 地域における男女共同参画の推進

地域における男女共同参画の推進のための地域の活動の場の整備などの施策を定めます。

#### (1) 地域における男女共同参画の支援

##### 《現状と課題》

- 地域ごとの女性会で出前講座を開催しています。さらなる講座の開催方法や内容の充実が必要です。
- 市民活動団体などからの提案を受け、平成 23(2011)年度から 41 団体(平成 28(2016)年度 8 団体)の市民提案型協働事業\*を実施し、同事業の実績報告発表会を開催しています。市民活動団体の活動情報のより効果的な受発信する手法などの検討が必要です。
- 自主防災組織の設立促進と育成を支援しています。設立は市内 118 団体で平成 29(2017)年 1 月 31 日現在、組織率は 52.2%です。
- 自主防災組織の役員として、平成 24(2012)年度から 19 名(平成 28(2016)年度 6 名)の女性地域防災リーダーを養成しました。
- 女性消防団員は、応急手当指導員として応急手当の指導・啓発、火災予防啓発・広報などに当たっています。女性消防団員に欠員があります。
- 「みはらし環境会議、各地域会議\*」におけるイベントなどの企画・運営などの活動を支援しています。
- 「みはらウィメンズネットワーク\*」の連携強化に努めています。

##### 《市民の意識》

- 男性の子育てや地域活動参加のために必要なことの 1 番目が「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」(63.7%)で、3 番目が「労働時間短縮や休暇制度を普及し、仕事以外の時間を多く持てるようにする」(41.7%)です。
- 防災や災害復興について特に力を入れるべきことは、「トイレや着替えの問題など、男女のニーズの違いを把握して災害の予防や復旧にあたる」(58.5%)、「防災計画や復旧・復興計画の計画づくりへの女性の参画を促進する」(49.1%)の順です。

(男女共同参画社会における市民意識調査、平成 28 年)

《基本方針》

地域活動において性別にとらわれない参加や役割分担を促進し、方針決定の場においても女性が主体的に関わるよう啓発します。地域における活動の支援や市民協働のまちづくりを推進します。

自主防災活動や女性消防団員などの活動の場を増進します。

さまざまなコミュニティ活動などの地域活動の情報や参画機会を提供します。

《主な施策》

	項 目	施策内容	担当課
28	地域社会での男女共同参画意識の啓発	自治会、PTA活動、老人会などの地域活動において性別にとらわれない参加や役割分担を促進し、方針決定の場においても女性が主体的に関わることを広報誌や地域別ミニ集会の開催などを通して啓発します。	人権推進課
29	地域における活動の支援	地域において男女共同参画に関する教育、啓発に取り組む社会教育団体やボランティアの活動を支援します。	人権推進課
30	市民協働のまちづくりの推進	「第2期市民協働のまちづくり推進計画(平成28(2016)年3月)」の市民提案型協働事業*に基づき、市民活動団体などからの企画提案を受け、事業を実施します。	地域調整課
31	自主防災活動における女性の参画の推進	自主防災活動を支援するとともに、地域防災活動における女性の参画を推進します。	危機管理課
32	女性消防団員の活動の場の増進	女性消防団員の募集を継続するとともに、女性消防団員の地域における防火、防災活動の場を増やします。	警 防 課
33	コミュニティ活動などの情報や参画機会の提供	男女が共にコミュニティ活動に参加できるよう、地域づくり、ボランティア活動、防災活動、環境保全活動などの地域活動の情報や参画機会を提供します。 ○「みはらプラットフォーム*」の実施(場の提供) ○「みはらし環境会議、各地域会議*」における活動支援	地域調整課 生活環境課 危機管理課
34	女性団体のネットワークの推進	みはらウィメンズネットワーク*など、女性団体やグループのネットワーク化を推進します。	人権推進課
35	女性団体などの活動の支援	人材育成セミナー受講者や女性団体を中心に、まちづくりの様々な分野における男女共同参画の視点をもった活動ができるよう支援します。	人権推進課

## (2) 地域の活動の場の整備

### 《現状と課題》

○公民館やコミュニティセンターなどの施設の管理・運営を各地域の運営委員会によって行っています。地域住民が利用しやすい環境整備と運営が必要です。

### 《市民の意識》

○(団体の意見) 男性が育児する時、男性トイレ(公共)にはベビーキープが設置されておらず、連れていた子のおむつ交換に困ったという話を聞いた。これでは、女性がやり易いようにしたことによって、やはり女性がすればよいということになりそうだ。

(男女共同参画に関する団体等アンケート結果, 平成 28 年)

### 《基本方針》

地域の活動の場の整備を推進します。

### 《主な施策》

	項 目	施策内容	担当課
36	コミュニティ活動の場の整備	公民館やコミュニティセンターなどのコミュニティ活動の場を提供するとともに、市民による管理・運営体制を推進します。	生涯学習課
37	ユニバーサルデザイン※の推進【新規】	子育てをはじめとして地域で生活していく上での利便性の向上とともに、ユニバーサルデザイン※を推進します。 ○男女ともに子育て世代が利用しやすいトイレの整備 など	公共施設の所管課

### 【基本目標 2-1 評価指標】

項 目	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 33 年度)
町内会や自治会における女性会長の割合【新規】	9%	上昇
ボランティア・市民活動サポートセンター登録団体数, 登録者数*1【新規】	100 団体 2,737 人	110 団体 2,720 人(H31)
消防団員のうち女性の人数【新規】	13 人	15 人(定員)

\*1: 三原市長期総合計画・基本計画前期, 平成 27 年 3 月 (計画期間: 平成 27~31 年度)

### 【参考指標】

項 目	現状 (平成 28 年度)
地域活動や行事に参加したことがある人の割合	78.3%

## 2-2 生涯を通じた健康づくりの支援

### 《現状と課題》

- 医師会などの関係機関との連携による健診実施体制の拡充により、市民の健診・検診受診率が増加しています。
- 健診受診をきっかけにした生活習慣改善、栄養改善に取り組めるよう、健診結果説明会や地域に出向く健康教育・健康相談を実施しています。
- 全てのライフステージ\*においた食育を推進しています。
- 健康づくり推進員や運動普及リーダーの育成・活動支援を通して、市民が身近な地域で主体的に健康づくりに取り組めるよう運動の推進を普及啓発しています。
- 講演会や各種講座などを通して、こころの病気への正しい理解促進及び普及啓発をしています。
- エイズや性感染症に関する正しい知識や相談・検査体制について、広報誌やチラシなどにより普及啓発をしています。
- 在宅当番医制事業・病院群輪番制病院運営・休日及び夜間急患センター運営など、地域医療サービスの提供体制を整備しています。
- スポーツを楽しみながら心身の健康を保持できるよう、平成28(2016)年度46教室でスポーツ教室運営事業を実施しています。
- 誰もが生涯にわたり心身ともに健康に暮らすことができる環境整備が必要です。各ライフステージ\*において、性差に応じた健康対策が必要です。

### 《基本方針》

ライフステージ\*に応じた健康づくりのための健康教育・健康相談・健康診査を実施します。

身近な地域での運動や生涯スポーツを推進します。また、こころの健康を維持するための対処方法やうつ病などの理解促進のための普及啓発をします。

### 《主な施策》

	項目	施策内容	担当課
38	健康教育・健康相談・健康診査の実施	「健康・食育みはらプラン（健康みはら21計画・三原市食育推進計画）（平成25（2013）年3月）」に基づき、ライフステージ*に応じた健康づくりに取り組めるよう健康教育・健康相談・健康診査を実施します。	保健福祉課
39	女性のがん検診の実施	子宮頸がんや乳がんのがん検診を個別健診・集団健診において実施します。	保健福祉課
40	身近な地域での運動推進の普及啓発	健康づくり推進員や運動普及リーダーの育成・活動支援を通して、身近な地域で市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう普及啓発します。	保健福祉課

41	生涯スポーツの推進	生涯にわたって気軽にスポーツにふれ楽しむことができる機会を確保するとともに生涯スポーツを推進します。	スポーツ振興課
42	こころの病気の理解と普及啓発【拡充】	講演会や各種講座などを通して、こころの健康を維持するための対処方法やうつ病などのこころの病気の理解と周囲の対応について普及啓発します。	保健福祉課
43	エイズや性感染症に関する理解と普及啓発	エイズや性感染症に関する正しい理解促進を広報誌や情報誌などで普及啓発します。 学校教育の保健体育科や家庭科において、新学習指導要領の内容に即した年間指導計画に基づき正しい知識を普及します。	保健福祉課 学校教育課

### 【基本目標 2-2 評価指標】

項目	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 33 年度)
乳がん検診の受診率* 4	33.5%	上昇
子宮頸がん検診の受診率* 4【新規】	44.7%	上昇

\* 4 : 健康・食育みはらプラン, 平成 25 年 3 月 (計画期間: 平成 25~34 年度, 平成 29 年度に中間評価・見直し)

### 【参考指標】

項目	現状 (平成 28 年度)
健康診断やがん検診を毎年定期的を受診している女性の割合【新規】	55.4%

## 2-3 男女間の暴力の根絶に向けた取組みの推進

### 《現状と課題》

- 女性相談室に女性相談員を配置しています。相談室は個室を設け、相談者が相談しやすい環境に配慮しています。電話による相談にも対応しています。
- 県実施の担当者会議や協議会に出席するなど、県や警察、医療関係者などと連携し、加害者からの被害防止に努めています。
- 広報誌やパンフレット配布、講演会などを通して、DV\*防止などを啓発しています。
- 様々な問題に対応するために、関係機関と連携し、被害者が安心して生活できるような情報提供や危険性が高い被害者の保護が必要です。

## 《市民の意識》

- 配偶者・パートナー間の暴力について10%が見聞きしたことがあり、「身近に暴力の被害、加害の当事者がいる」(4.2%)、「身近な人から相談を受けたことがある」(2.9%)の順です。
- 配偶者の暴力をなくすために必要なことについて、「身近な地域に相談できる窓口があること」(54.2%)、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」(51.6%)、「被害者が駆け込める緊急避難所(シェルター)を整備する」(51.3%)の順です。

(男女共同参画社会における市民意識調査, 平成28年)

## 《基本方針》

配偶者や交際相手への暴力(DV<sup>\*</sup>)の防止に努めるとともに、相談しやすい体制の整備や被害者保護と自立を支援します。

## 《主な施策》

	項目	施策内容	担当課
44	あらゆる人に対する暴力防止の啓発	暴力を容認しない社会環境をつくるために、広報誌やリーフレットの作成配布、講座や市民学習会の開催などにより啓発します。	人権推進課 社会福祉課
45	県、警察との連携による相談業務の実施【拡充】	県や警察などと連携し、配偶者や交際相手への暴力(DV <sup>*</sup> )の防止に努めるとともに、女性相談室において、DV <sup>*</sup> 被害者などの相談・支援を行います。	社会福祉課
46	相談しやすい体制の整備	様々な問題を抱えた女性が相談しやすい体制として、女性の相談員を配置します。	社会福祉課
47	被害者保護と自立の支援	関係機関(県、NPO <sup>*</sup> 、児童福祉関係機関、自立支援センターなど)と連携し、被害者保護と自立を支援します。	社会福祉課
48	セクシュアルハラスメント <sup>*</sup> などの防止に関する啓発	市ホームページやセミナーの開催などにより、事業者や男女労働者に対して、セクシュアルハラスメント <sup>*</sup> などの防止に関する意識を啓発します。	人権推進課

## 【参考指標】

項目	現状 (平成28年度)
相談件数(女性相談すべて)	349件

## 2-4 貧困・高齢・障害などにより困難を有する人が安心して暮らせるための支援

### 《現状と課題》

- 生活困窮者を支援するため、社会福祉協議会に「自立相談支援センターみはら」を設置しています。一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、解決に向けた支援を行っています。
- 平成 27 (2015) 年度のひとり親家庭の自立支援状況は次のとおりです。
  - ・ひとり親家庭等医療費助成：受給者数 1,130 人
  - ・児童扶養手当支給：754 人（母子 698 人，父子 56 人）※平成 28 (2016) 年 3 月
  - ・母子・父子家庭自立支援給付事業：高等職業訓練促進事業の支給対象者 9 人
  - ・母子・父子自立支援相談：相談件数 47 件
- 介護予防教室や出前講座，認知症サポーター\*養成講座などで介護予防・認知症予防の情報を提供しています。平成 28 (2016) 年度から，市民主体によるいきいき百歳体操を実施しています。
- 5カ所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）において，介護予防のケアマネジメント，総合相談，権利擁護\*事業などを実施しています。
- 平成 27 (2015) 年度から認知症地域支援推進員の配置，認知症初期集中支援チーム\*の設置，認知症カフェの開催に取り組んでいます。
- 障害者の権利擁護や虐待防止対策として，自立支援協議会に「権利擁護部会」を設置し，関係機関などと連携して取り組んでいます。さらに，相談支援体制の充実を図り，様々な支援のワンストップサービスを行っています。
- 性的指向\*や性同一性障害\*を理由として困難な状況に置かれている人に対し，人権相談に応じています。
- 引きこもりの人に対しては，年齢に応じて相談ができるよう市（三原ふれあい相談室，こころのなんでも相談）や県（広島ひきこもり相談支援センター（東部））などで相談を受け，内容に応じて，医療・保健・福祉・教育・労働などの適切な関係機関に繋がるよう支援しています。
- さまざまな事情で生活に困難な状況を抱えた人が安心して暮らせるための環境整備が必要です。

### 《市民の意識》

- （市民の自由意見：女性・60歳代）災害時，高齢者の誘導方法を各町内会に徹底させるべきではないか。

（男女共同参画社会における市民意識調査，平成 28 年）



《基本方針》

貧困・高齢・障害などにより困難を有する人が安心して暮らせるための支援をします。

《主な施策》

	項 目	施策内容	担当課
49	生活困窮者などの支援【新規】	生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、評価・分析の実施、プラン作成などの支援や関係機関と連携し、対象者の自立を促進します。	社会福祉課
50	ひとり親家庭の自立支援【拡充】	ひとり親家庭の生活の安定と社会的・経済的な自立を促進するための相談・支援体制を充実するとともに、対象者が適切に支援を受けることができるよう普及啓発します。 ○ひとり親家庭等医療費給付事業の実施 ○児童扶養手当支給事業の実施 ○母子・父子家庭自立支援給付事業（教育訓練給付、高等職業訓練促進給付金）の実施 ○母子・父子自立支援相談の実施	子育て支援課
51	高齢者の在宅生活の支援【拡充】	介護や支援が必要な状態になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「第6期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27（2015）年3月）」に基づき、高齢者福祉サービスを整備・充実します。 ○地域包括ケア※システムの構築 ○健康づくり・介護予防の推進 ○認知症対策の推進 ○生きがいくりの推進（生涯学習活動、老人大学、老人クラブ活動、シルバー人材センター※事業などの支援） ○家族介護支援事業の実施 ○見守り推進事業の実施 ○高齢者の権利擁護※	高齢者福祉課 生涯学習課 商工振興課
52	障害者の自立支援【新規】	障害者が社会に参加し、地域で安心して自立生活ができるよう「三原市障害者プラン（平成27（2015）年3月）」に基づき、障害福祉サービスなどを整備・充実します。 ○相談・権利擁護※体制の充実 ○スポーツ・芸術文化活動の推進及び支援	社会福祉課

		○理解・啓発の推進 ○安全・防災対策の推進	
53	性的少数者に配慮した取組みの実施【新規】	性的指向※や性同一性障害※などに関する相談に応じるとともに、人権の尊重と多様性について市民の理解を促します。	人権推進課
54	ひきこもりなどの人への支援【新規】	関係団体と連携し、ひきこもり、ニート等社会生活を営むうえで困難を有する若者を社会参加に結びつける支援に取り組みます。 ○若者居場所づくり事業の実施	学校教育課 生涯学習課
		ストレスや対人関係の悩み、ひきこもりなど、こころの健康について、精神科医等による相談を行います。 ○こころのなんでも相談	保健福祉課

【基本目標 2-4 評価指標】

項目	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 33 年度)
母子・父子家庭自立支援給付事業（高等職業訓練促進事業）支給対象件数【新規】	16 件	増加
認知症サポーター※の人数（累計）	10,698 人	増加

## 【基本目標3 人づくり】

男女共同参画の推進に向けて、広報・啓発の充実、教育と研修の充実のための施策を定めます。

### 3-1 広報・啓発の充実

広報・啓発の充実のための広報活動と啓発活動の充実について施策を定めます。

#### (1) 広報活動

《現状と課題》

- 情報誌『with YOU』を平成26(2014)年度から年2回発行してきました。
- 広報誌、市ホームページで、男女共同参画関連の講演会などの情報を提供していますが、より効果的な周知が必要です。
- 市民協働サイト「つなごうねっと」を運営しています。

《市民の意識》

- (市民の自由意見：男性・40歳代)三原市として期毎に目標を明確にし、市民に公表する。市の取組みを市民にわかりやすく提示する。

(男女共同参画社会における市民意識調査、平成28年)

《基本方針》

さまざまな機会を活用し、男女共同参画社会の推進のための広報を行うとともに、セミナー参加者へのアンケートなどにより市民意識の把握に努めます。

《主な施策》

	項目	施策内容	担当課
55	広報活動の充実	広報誌や市ホームページなどにより、男女共同参画社会の推進のための周知を行います。	人権推進課 総務広報課
56		協働の担い手となる団体などの活動情報、まちづくりや協働事業の情報などを市民協働ホームページにて紹介します。	地域調整課
57	情報の収集・提供と市民意識の把握	男女共同参画に関する国・県・他市町村などの資料の収集に努め、広報誌や市ホームページなどの各種媒体を通して情報提供を行うとともに、セミナー参加者へのアンケートなどにより市民意識の把握に努めます。	人権推進課

## (2) 啓発活動

### 《現状と課題》

- さまざまなテーマで身近な講師によるセミナーを開催しています。男性の参加が少ない状況です。
- 人権研修会に人権啓発指導員\*を派遣しています。
- 人権啓発冊子の配布や啓発ビデオを貸し出しています。
- 出前講座のメニューを毎年更新し、情報を提供しています。女性団体と連携し、男女共同参画をテーマとした出前講座を地域で実施しました。出前講座の依頼団体が固定化している状況です。
- 老人大学教養講座として、男女共同参画講座を開催しました。

### 《市民の意識》

- 男女共同参画社会実現に向け、市が力を入れるべきことの3番目が「男女共同参画の視点から慣習の見直しや啓発を進める」(40.7%)です。
- (団体の意見)地域別ミニ集会を開催しているが、町内会をはじめとする地域組織にこの集会を位置づけるよう呼びかけが必要。

(男女共同参画社会における市民意識調査／団体等アンケート結果、平成28年)

### 《基本方針》

男女共同参画社会の推進のためには人づくりが重要です。「基本目標1 環境づくり」における事業者や、「基本目標2 安心・安全づくり」における地域住民などを含め、広報誌、出前講座、各種の学習会、研修会などを通じ、積極的に男女共同参画社会の推進を啓発します。

### 《主な施策》

	項目	施策内容	担当課
58	男女共同参画意識を高めるための啓発	広報誌などで男女共同参画社会の理解を広めるとともに人材育成の場としてセミナーを開催します。	人権推進課
59		出前講座を周知するとともに、内容の充実に努め、男女共同参画意識を高める啓発をします。	生涯学習課 人権推進課 ほか 全課
60		町内会や事業所などが行う学習会や研修会へ人権啓発指導員*を派遣し、市民一人ひとりの人権尊重の意識を啓発します。	人権推進課
61	女性団体との連携による講座の開催	女性団体との連携により、男女共同参画に関する講座を開催します。	人権推進課

62	男女共同参画貢献者の表彰【新規】	男女共同参画に貢献した市民や事業者などを表彰し、公表します。	人権推進課
----	------------------	--------------------------------	-------

【基本目標 3-1 評価指標】

項目	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 33 年度)
男女共同参画セミナーの参加者数 (延べ人数)	84 人	増加
生涯学習出前講座の利用件数	830 件	増加
事業所への出前講座件数 (延べ件数) 【新規】	27 件	増加
地域別ミニ集会の参加者数 (延べ人数)	117 人	増加
男女共同参画社会づくり表彰件数 (累計) * 3 【新規】	7 件	17 件

\* 3 : 三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略, 平成27年10月 (対象期間: 平成27~31年度)

【参考指標】

項目	現状 (平成 28 年度)
社会全体における男女の地位が平等だと感じる市民の割合	13.0%

### 3-2 教育と研修の充実

教育と研修の充実のために、学校や多様な世代の教育のための施策を定めます。

#### (1) 学校などにおける教育

##### 《現状と課題》

- 幼稚園、小中学校において、年間指導計画を策定し、「幼稚園教育要領」や「学習指導要領」に基づき指導しています。
- 幼稚園・保育所へ「なかよしアニメ上映会」の出前講座を実施しました。
- 人権擁護委員会と合同で「人権の花運動<sup>\*</sup>」で毎年小学校を3～4校訪問しています。
- 保育士や教員の資質向上のために、市主催の人権問題研修への参加や職場研修を実施しています。

##### 《市民の意識》

- 男女平等の推進のために行うとよい学校教育は、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるよう配慮する」(53.6%)、「現在男女必修で行われている家庭科をはじめとして、男女平等の意識を育てる授業をさらに充実する」(39.6%)の順です。
- (市民の自由意見：女性・30歳代)大人になって男女平等と教えられても、その人の性格や個人の理解差があるので、小さい時からの教育が今後の三原市や社会を支えると思う。

(男女共同参画社会における市民意識調査，平成28年)

##### 《基本方針》

保育所、幼稚園、学校において、男女共同参画意識の高める教育を行うとともに、職員などの資質の向上を促進します。

##### 《主な施策》

	項目	施策内容	担当課
63	学校などにおける男女共同参画意識の教育	保育所、幼稚園、学校において、乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、体験・参加型学習を取り入れるなど、日々の教育活動の中で男女共同参画意識を高める教育をします。	学校教育課 子育て支援課 人権推進課
64		新学習指導要領の内容に即した年間指導計画に基づき、男女平等意識を高める教育をします。	学校教育課
65		キャリア教育を推進し、子どもたちが将来の進路や仕事、家庭生活などについて、性別にとらわれず多様な選択ができるよう指導します。	学校教育課
66		教材や指導資料、教育内容について、男女共同参画の視点で調査・研究します。	学校教育課

67	保育士と教員の資質の向上	保育士と教員に対し、男女共同参画意識を育てる研修を実施し、資質の向上を図ります。	子育て支援課 学校教育課
----	--------------	--	-----------------

## (2) 多様な世代の教育

### 《現状と課題》

- 中央公民館をはじめとする社会教育施設で、さまざまな主催事業を企画するなど、多くの学習機会を提供しています。
- 学習機会に育児中の方などが参加しやすいように、社会福祉協議会のボランティアセンターの協力を得て、託児を実施しました。
- 食生活改善推進員\*による身近な地域での男性の料理教室を開催しています。さらに男性の参画を促進できるよう公民館等と連携してきっかけとなる場づくりを進める必要があります。

### 《市民の意識》

- (団体の意見) 男女共同参画を推進するために人材育成が必要。学校教育の中においても学習プログラムの整備が必要。世代別教育プログラムの整備も必要。

(男女共同参画に関する団体等アンケート結果、平成28年)

### 《基本方針》

社会教育施設が連携し、子育てや家事の分担、介護などの生活課題について、多様な世代に適した継続的な生涯学習に取り組むことができるよう充実した教育の機会を提供します。

### 《主な施策》

	項目	施策内容	担当課
68	生涯学習における男女共同参画意識の啓発	中央公民館をはじめとする社会教育施設が連携し、生涯学習の機会を提供します。	生涯学習課
69		職業をもつ男女や育児中の女性などの誰もが参加しやすいように、時間帯・場所の工夫や託児の充実に努めます。	人権推進課
再 22	男性の家事・育児・介護などへの参画の推進	男性を対象とした講座を充実し、男性の家事・育児・介護などの参画を推進します。 ○男性料理教室の開催 ○パパ応援プログラム	保健福祉課 生涯学習課 子育て支援課 高齢者福祉課 人権推進課

【基本目標 3-2 評価指標】

項目	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 33 年度)
男女共同参画に関する講演会やセミナーの男性受講者の割合（人権推進課主催分）【新規】	12%	上昇

【参考指標】

項目	現状 (平成 28 年度)
学校教育における男女の地位が平等だと感じる人の割合	55.8%



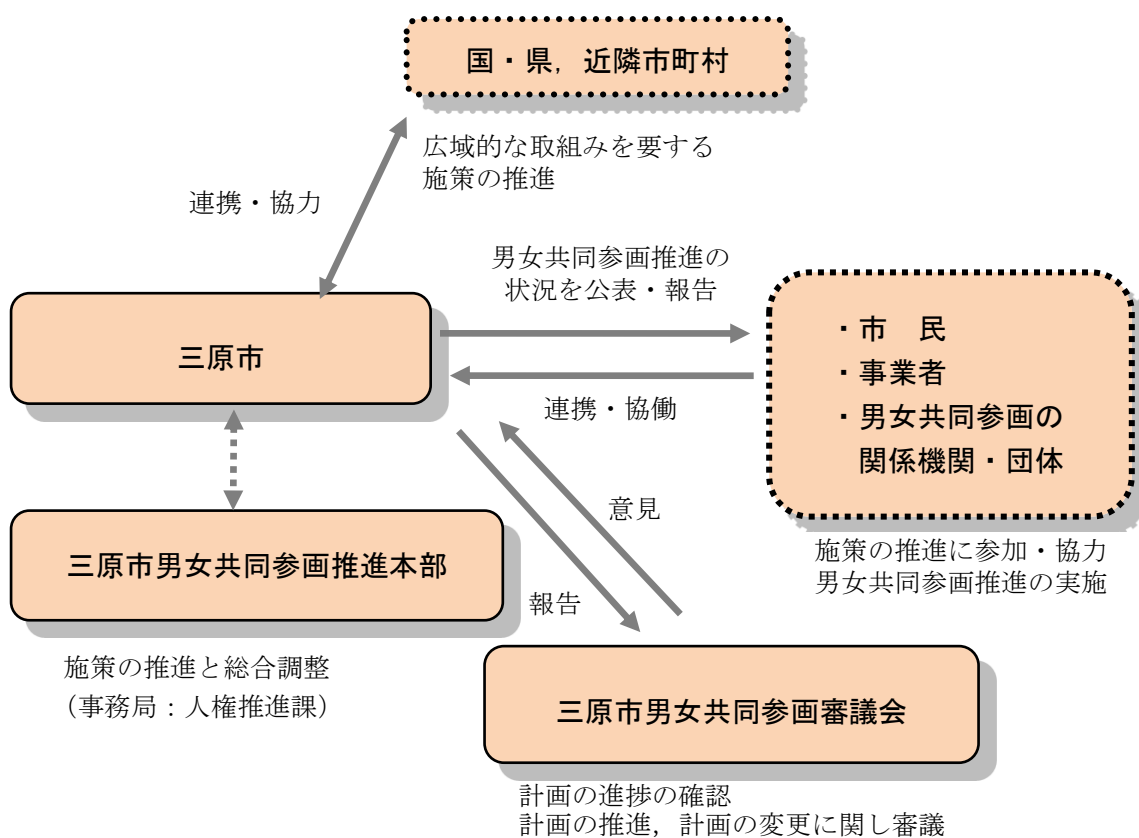
### 第3章 計画の推進

本計画を着実に推進するために、市民、事業者、男女共同参画の関係機関・団体、行政（市）などが、将来の三原市の男女共同参画推進に対しての役割を認識し、それぞれに連携・協働して、各施策に取り組みます。広域的な課題については、国・県や近隣の市町と連携し、施策を推進します。

市は、「三原市男女共同参画推進本部」（事務局：人権推進課）を中心に、関連事業を調整し、全庁的な合意形成を図りながら計画を推進します。また、「三原市男女共同参画審議会」の意見を聴き推進します。

本計画は、基本目標ごとに設定した「主な施策」の点検・評価により進行管理をします。「主な施策」の点検・評価は、「三原市男女共同参画推進本部」のもとに行い、「三原市男女共同参画審議会」に報告するとともに、各年度に市ホームページなどで「三原市の男女共同参画に関する年次報告」を公表・報告します。

本計画の進行管理は、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Action）」というPDCAサイクルを確立し、継続的に実施します。



## 評価指標一覧

### 【基本目標 1 環境づくり】

項目	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 33 年度)
1-1 職場における女性の活躍推進		
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録事業所数【新規】	22 社	増加
広島県男性育児休業等促進宣言企業(育メン休暇応援制度)登録事業所数【新規】	10 社	増加
女性(25~39歳)の就業率*1【新規】	69.5% (H27) *2	70% (H31)
家族経営協定の締結数(累計)	1 件	5 件
女性の参画により「6次産業化」など経営の多角化を進めている法人数(累計)	5 件	10 件
1-2 家庭における男女共同参画の推進		
希望する保育所・認定子ども園(長時間利用)に入れず待機している児童数*1【新規】	19 人 (H28.4.1 現在)	0 人 (H31)
小規模保育事業所数*3【新規】	2 カ所	3 カ所 (H31)
事業所内保育事業所数*3【新規】	1 カ所	3 カ所 (H31)
6年生まで受け入れる放課後児童クラブ*数 *1【新規】	11 カ所	26 カ所 (H31)
ファミリー・サポート・センター事業*の利用件数*1【新規】	732 件	1,000 件 (H31)
1-3 政策・方針決定過程への女性の参画推進		
人材育成セミナー参加者数(延べ人数)【新規】	32 人	180 人
各種審議会などにおける女性委員の割合*1	23.7%	30% (H31)

\*1 : 三原市長期総合計画・基本計画前期, 平成 27 年 3 月 (計画期間 : 平成 27~31 年度)

\*2 : 国勢調査, 平成 27 年

\*3 : 三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略, 平成 27 年 10 月 (対象期間 : 平成 27~31 年度)

\*延べ人数 : 平成 28 年度を初年度として, カウントします (以下, 同様です。)

## 【基本目標2 安心・安全づくり】

項目	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
2-1 地域における男女共同参画の推進		
町内会や自治会における女性会長の割合【新規】	9%	上昇
ボランティア・市民活動サポートセンター登録団体数, 登録者数*1【新規】	100団体 2,737人	110団体 2,720人(H31)
消防団員のうち女性の人数【新規】	13人	15人(定員)
2-2 生涯を通じた健康づくりの支援		
乳がん検診の受診率*4	33.5%	上昇
子宮頸がん検診の受診率*4【新規】	44.7%	上昇
2-4 貧困・高齢・障害などにより困難を有する人が安心して暮らせるための支援		
母子・父子家庭自立支援給付事業(高等職業訓練促進事業)支給対象件数【新規】	16件	増加
認知症サポーター*の人数(累計)	10,698人	増加

\*1: 三原市長期総合計画・基本計画前期, 平成27年3月(計画期間: 平成27~31年度)

\*4: 健康・食育みはらプラン, 平成25年3月(計画期間: 平成25~34年度, 平成29年度に中間評価・見直し)

## 【基本目標3 人づくり】

項目	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
3-1 広報・啓発の充実		
男女共同参画セミナーの参加者数(延べ人数)	84人	増加
生涯学習出前講座の利用件数	830件	増加
事業所への出前講座件数(延べ件数)【新規】	27件	増加
地域別ミニ集会の参加者数(延べ人数)	117人	増加
男女共同参画社会づくり表彰件数(累計)*3【新規】	7件	17件
3-2 教育と研修の充実		
男女共同参画に関する講演会やセミナーの男性受講者の割合(人権推進課主催分)【新規】	12%	上昇

\*3: 三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略, 平成27年10月(対象期間: 平成27~31年度)

## 参考指標一覧

### 【基本目標 1 環境づくり】

項目	現状 (平成 28 年度)
1-1 職場における女性の活躍推進	
創業支援事業計画に基づく創業支援件数【新規】	103 件
働く女性にとって職場環境が働きやすいと感じる人の割合	44.7%
職場における男女の地位が平等だと感じる人の割合	17.1%
1-2 家庭における男女共同参画の推進	
子育て世代包括支援センター*の相談件数【新規】	2,444 件
「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」と回答した人の割合【新規】	女性 46.7% 男性 39.3%
家庭生活における男女の地位が平等だと感じる人の割合	30.5%
子育てに不安感や負担感を持つ保護者の割合(就学前児童の保護者)	50.9% (H25)
子育てに不安感や負担感を持つ保護者の割合(小学生の保護者)	52.3% (H25)
子育てが楽しいと感じる保護者の割合(小学生の保護者)	76.1% (H25)
男性の育児参加のための休暇取得率(市職員)【新規】	36.4%
男性の育児休業取得者率(市職員)【新規】	13%
1-3 政策・方針決定過程への女性の参画推進	
人材育成セミナーの開催数	3 回
市議会議員のうち女性議員の占める割合と人数【新規】	14.2% (4/28 人)
市行政における管理職に占める女性職員の割合【新規】	5.7%
政治の場における男女の地位が平等だと感じる人の割合	11.6%

### 【基本目標2 安心・安全づくり】

項目	現状 (平成28年度)
2-1 地域における男女共同参画の推進	
地域活動や行事に参加したことがある人の割合	78.3%
2-2 生涯を通じた健康づくりの支援	
健康診断やがん検診を毎年定期的に受診している女性の割合【新規】	55.4%
2-3 男女間の暴力の根絶に向けた取組みの推進	
相談件数（女性相談すべて）	349件

### 【基本目標3 人づくり】

項目	現状 (平成28年度)
3-1 広報・啓発の充実	
社会全体における男女の地位が平等だと感じる市民の割合	13.0%
3-2 教育と研修の充実	
学校教育における男女の地位が平等だと感じる人の割合	55.8%



# 資料編

- 1 三原市男女共同参画プラン（第3次）策定の経緯
- 2 男女共同参画に関わる国・県の動向
  - (1) 男女共同参画に関わる国の動向
  - (2) 「女性活躍推進法」の概要
  - (3) 国・県の男女共同参画に関わる基本計画の施策体系
- 3 男女共同参画に関わる市民・団体の意識
  - (1) 三原市男女共同参画プラン（第3次）策定のための市民意識調査結果の概要
  - (2) 高校生・中学生を対象とした「三原市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査結果の概要
  - (3) 男女共同参画に関する団体等アンケートの概要
- 4 関連法令など
  - (1) 男女共同参画社会基本法
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
  - (3) 三原市男女共同参画推進条例及び施行規則
  - (4) 三原市男女共同参画審議会委員
- 5 用語の解説

## 1 三原市男女共同参画プラン（第3次）策定の経緯

開催年月日	項目	審議内容
平成 28 年 10 月 12 日	第 1 回本部会議	○第 3 次プランの目的, 進め方 ○市民意識調査の調査票
10 月 21 日～ 11 月 3 日	アンケートの実施	○男女共同参画社会における市民意識調査
11 月 29 日	第 1 回審議会	○諮問 ○第 3 次プランの目的, 進め方 ○市民意識調査の調査票 ○第 2 次プランの進捗状況 ○第 3 次プランの策定スケジュール
12 月 13 日	第 2 回本部会議	○第 1 回審議会報告, 高校生等アンケート結果の報告 ○「市民意識調査」の報告 ○「団体等アンケート」の報告 ○市民意識調査等の分析 ○第 3 次の施策体系 (案)
12 月 27 日	第 2 回審議会	○「市民意識調査」の報告 ○「団体等アンケート」の報告 ○市民意識調査等の分析 ○第 3 次プランの施策体系 (案)
平成 29 年 2 月 7 日	第 3 回本部会議	○計画書 (素案) の検討
2 月 16 日	第 3 回審議会	○計画書 (素案) の検討
5 月 8 日	第 4 回本部会議	○計画書 (素案) の検討 ○パブリックコメントの実施について
5 月 22 日	第 4 回審議会	○計画書 (素案) の検討 ○パブリックコメントの実施について
6 月 16 日	市議会全員協議会	○第 3 次プランの策定について
6 月 19 日～ 7 月 3 日	パブリックコメント の実施	○第 3 次プラン (案) のパブリックコメント
7 月 14 日	第 5 回本部会議	○パブリックコメントの結果の報告 ○計画書 (最終案) の確認 ○今後の取組み
7 月 20 日		○答申

○審議会：三原市男女共同参画審議会の略

本部会議：三原市男女共同参画推進本部会議の略

○第 2 次プラン：三原市男女共同参画プラン（第 2 次）の略

第 3 次プラン：三原市男女共同参画プラン（第 3 次）の略



## 2 男女共同参画に関わる国・県の動向

### (1) 男女共同参画に関わる国の動向

○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定（平成 27（2015）年 9 月施行）

地方公共団体は女性の活躍推進に向けた「推進計画」の策定、労働者 301 人以上の事業所は「行動計画」の策定などが義務付けられました。

○「ワーク・ライフ・バランス※（子育て支援と仕事と生活の調和）」のさらなる推進

「子ども・子育て支援法」などに基づく子ども・子育て新制度では、幼児期の学校教育・保育を質量ともに確保し、地域の子ども・子育て支援の充実が推進されています。また、「ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）」のさらなる推進が求められています。

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV※防止法）」の第 3 次改正（平成 25（2013）年）、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の改正（平成 25（2013）年 7 月）

法改正により、さらに厳密な配偶者暴力防止、ストーカー規制などが図られています。

○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正（平成 28（2016）年 3 月改正）

マタニティハラスメントへの予防などについての内容が盛り込まれました。

○国の「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定（平成 27（2015）年 12 月閣議決定）

「あらゆる分野における女性の活躍」をはじめ、「男性の視点」を横断的にし、施策として「防災・復興」を独立させ、推進体制に「地域の推進基盤づくり」が追加されました。

また、避難所における女性や子育て家庭などへの配慮、応急仮設住宅などにおける心のケアなど、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を政策領域に加え、「各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映」、「防災・復興の現場の男女共同参画」が組み込まれました。

## (2) 「女性活躍推進法（平成27（2015）年9月）」の概要

<b>基本方針等の策定</b>
○国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定） ○地方公共団体（都道府県，市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）
<b>事業主行動計画の策定など</b>
○国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定 ○国や地方公共団体，民間事業主は以下の事項を実施 （労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）
⇒女性の活躍に関する状況の把握，改善すべき事情についての分析 【参考】状況把握する事項：①女性採用比率，②勤続年数男女差，③労働時間の状況 ④女性管理職比率 など ⇒上記の状況把握・分析を踏まえ，定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表など（取組実施・目標達成は努力義務） ⇒女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち，事業主が選択して公表）

### (3) 国・県の男女共同参画に関わる基本計画の施策体系

#### ■国の「第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月）」の施策体系

I あらゆる分野における女性の活躍	①	男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間労働の削減等の働き方の改革／家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備</li> <li>男性の理解の促進／男女間格差の是正／女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し</li> </ul>
	②	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の参画拡大（政治分野・司法分野・行政分野・経済分野など）</li> </ul>
	③	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランス<sup>*</sup>等の実現／雇用分野の男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進／男女間格差の是正</li> <li>非正規雇用労働者の処遇改善／再就職，起業，自営業等の支援</li> </ul>
	④	地域・農山漁村，環境分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動における男女共同参画の推進／地方創生における女性の活躍推進</li> <li>農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大／女性が働きやすい環境の整備，意識と行動の変革／環境問題への取り組みの推進</li> </ul>
	⑤	科学技術・学術における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の参画拡大／女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備</li> <li>女子学生・生徒の理工系分野の選択推進，理工系人材の育成</li> </ul>
II 安全・安心な暮らしの実現	⑥	生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯にわたる男女の健康の包括的な支援</li> <li>妊娠・出産等に関する健康支援／医療分野・スポーツ分野における男女共同参画の推進</li> </ul>
	⑦	女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力の予防と根絶のための基盤づくり／配偶者からの暴力防止，被害者の保護等の推進</li> <li>ストーカー・性犯罪・子どもに対する性的暴力の根絶・売買春・人身取引・セクシュアルハラスメント<sup>*</sup>防止への対策の推進</li> <li>メディアの性・暴力表現への対応</li> </ul>
	⑧	貧困，高齢，障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援／高齢者，障害者，外国人等が安心して暮らせる環境整備</li> </ul>
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会制度・慣行の見直し／男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進，救済・相談の充実</li> </ul>
	⑩	教育・メディア等を通じた意識改革，理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開／男性の理解の促進／多様な選択を可能にする教育・学習支援</li> <li>女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取り組み支援等／学校教育・メディア分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大</li> </ul>

	⑪	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災分野における女性の参画拡大</li> <li>・復興における男女共同参画の推進</li> <li>・国際的な防災協力における男女共同参画</li> </ul>
	⑫	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約等の国際的な規範，国際会議等における議論への対応</li> <li>・男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮</li> </ul>

## ■「広島県男女共同参画基本計画（第4次）（平成28（2016）年3月）」の施策体系

<b>【基本的な視点】環境づくり</b>	
1 職場における女性の活躍促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 女性の活躍推進に向けた雇用環境の整備</li> <li>(2) 農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進</li> <li>(3) 再就職等女性の就業に向けた環境の整備</li> <li>(4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実</li> <li>(5) 男性の家庭への参画の促進</li> </ul>
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進</li> <li>(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進</li> </ul>
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県の推進体制の充実等</li> <li>(2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化</li> <li>(3) 市町等との連携強化・取組支援</li> </ul>
<b>【基本的な視点】人づくり</b>	
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 男女共同参画を推進するための啓発の充実</li> <li>(2) 各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進</li> </ul>
2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 男女共同参画を推進する教育の充実</li> <li>(2) 研修の充実・支援</li> </ul>
<b>【基本的な視点】安心づくり</b>	
1 生涯を通じた健康対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯を通じた健康対策の推進</li> <li>(2) 妊娠・出産等に関する健康支援</li> </ul>
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 配偶者等からの暴力を防止し，被害者を保護するための取組の推進</li> <li>(2) セクシュアルハラスメント<sup>*</sup>，ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進</li> </ul>
3 誰もが安心して暮らし，自立できるための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援</li> <li>(2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備</li> </ul>

### 3 男女共同参画に関わる市民・団体の意識

#### (1) 三原市男女共同参画プラン（第3次）策定のための市民意識調査結果の概要

第3次プランの策定にあたり、市民の男女共同参画に対する考えや意見を把握するために「市民意識調査」を実施しました。

##### 1) 調査の概要

(再掲)

項目	内容
調査対象	・三原市在住の18歳以上の市民（80歳未満） ・サンプル数 男女 各1,000人（無作為抽出）
調査方法	・郵送配布～郵送回収
調査期間	・平成28（2016）年10月21日（金）～11月3日（木）
配布数	・2,000票
回収数・率	・791票 39.6%

##### 【主な調査項目】

- ・対象者の属性
- ・家庭における男女共同参画
- ・就労や職業生活
- ・男女平等に関する教育
- ・社会生活における男女共同参画
- ・健康や福祉
- ・男女の人権
- ・男女共同参画の実現
- ・自由記入意見

## 2) 調査結果 (概要)

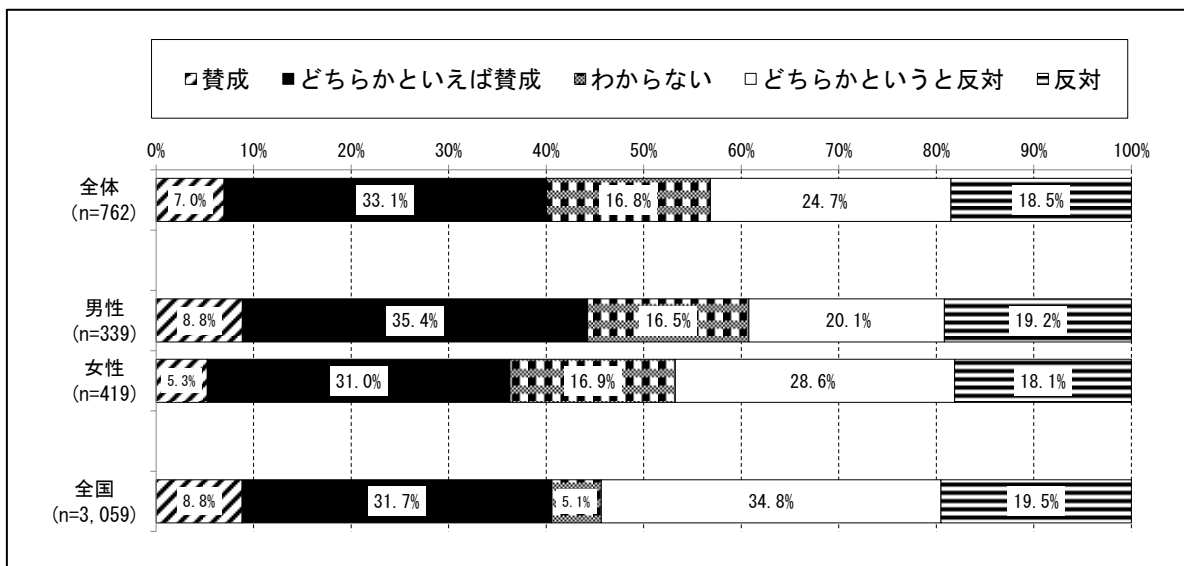
### 1 家庭における男女共同参画

「夫は外で働き妻は家庭を守るという考え方」に賛成より反対がわずかに多いが、全国に比べ「反対」が大幅に少ない。

#### 【夫は外で働き妻は家庭を守るという考え方】(問7)

- ・賛成より反対がわずかに多いが、全国に比べ「反対」が大幅に少ない。
- ・年齢別では、10歳代と30歳代では「どちらかというと反対」が多い。20歳代は全体に比べ「賛成」が多い。年代によって考え方に差がみられます。

<夫は外で働き妻は家庭を守るという考え方について(全体, 性別, 全国)>



#### 【結婚生活における家事の役割分担】(問8)

- ・《理想》と異なり《現実》では多くが「妻中心」になっています。「妻中心」が多いのは「家事全般」, 「家計のやりくり」, 「貯蓄・投資信託」で「夫と妻同程度」が比較的多いのは「子どもの教育方針」です。

#### 【子どもの世話の担当者】(問10)

- ・子どもの世話も多くが「妻中心」になっています。「妻中心」が多いのは「育児」, 「学校行事への出席」, 「学校の成績」です。

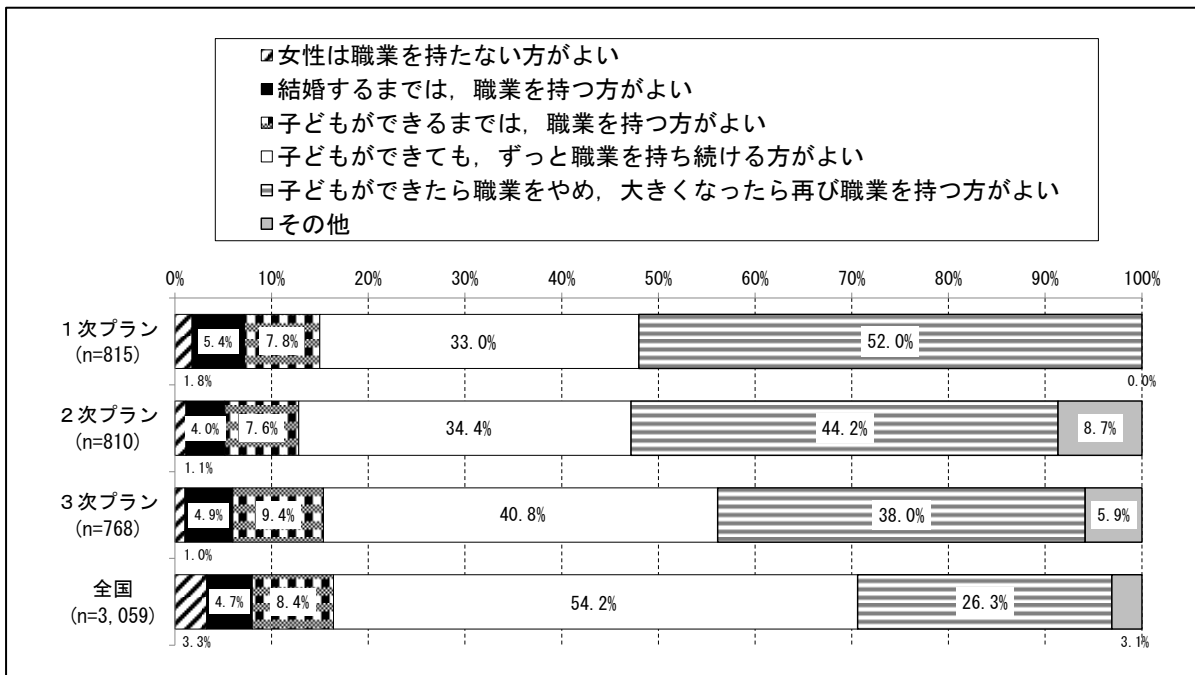
## 2 就労や職業生活

仕事を続けていない理由は、「結婚のため」、「出産・育児のため」が多い。

### 【女性が職業を持つこと】（問 12）

- ・「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」が約4割と増加していますが、全国に比べると13.4ポイント少なく、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が11.7ポイント多い。
- ・年齢別では、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」は40歳代が最も多く、次いで50歳代、20歳代、30歳代の順です。一方、10歳代と60歳代、70歳以上では「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が多い。

### ＜女性が職業を持つことについて（1・2・3次プラン，全国）



### 【最初の仕事を続けていない理由】（問 13-1）

- ・「結婚のため」、「出産・育児のため」、「自分の健康や体力的問題のため」が多い。

### 【現在は女性が働きやすい社会状況か】（問 14）

- ・「働きやすい状況にある」に対し「働きやすい状況にない」が約6ポイント多い。
- ・1次プラン，2次プランに比べ、「働きやすい状況にある」が減少し、「働きやすい状況にない」が増加しています。

### 【出産後離職せず働き続けるために必要なこと】（問 14-1）

- ・「子どもを預けられる環境の整備」が最も多く、次いで「職場の育児・介護との両立支援制度の充実」、「男性の家事参加への理解・意識改革」の順です。

### 3 男女平等に関する教育

男女平等の推進のために行うとよい学校教育の1位は「生活指導や進路指導における区別ない配慮」です。

#### 【学校教育における男女平等に関する教育】(問15)

- ・他の項目に比べ、学校教育の場は男女平等が進んでおり、「行われている」が「行われていない」に対し約24ポイント多い。
- ・年齢別では、「行われている」との回答は10歳代が最も多く、次いで50歳代、20歳代の順です。逆に、最も少ないのが30歳代です。

#### 【男女平等の推進のために行うとよい学校教育】(問16)

- ・「生活指導や進路指導における区別ない配慮」が最も多く、次いで「男女平等の意識を育てる授業の充実」、「学校生活で役割分担を男女同じにする」の順です。

### 4 社会生活における男女共同参画

男性の子育てや地域活動参加のために必要なことの1位は、「夫婦や家族間のコミュニケーション」です。

#### 【参加したことがある地域活動や地域行事】(問17-1)

- ・「自治会・町内会の活動」が最も多く、次いで「運動会・スポーツ大会・レクリエーション活動」、「盆踊りやお祭りなどの催し」、「廃品回収」の順です。

#### 【地域活動に参加したことがない理由】(問17-2)

- ・「仕事が忙しい」、「地域で行っている活動の詳しい情報が得られない」、「参加するきっかけがつかめない」、「時間帯が合わない」の順です。

#### 【男性の子育てや地域活動参加のために必要なこと】(問18)

- ・「夫婦や家族間のコミュニケーション」、「家事などへの男性自身の抵抗感をなくす」、「労働時間短縮や休暇制度の普及」の順です。

### 5 健康や福祉

「毎年定期的に受けている」女性の比率は、男性に比べ低い。

#### 【家族内の要介護者を主に介護している人】(問19)

- ・「配偶者」(8.3%)、「娘」(4.8%)、「施設で介護」(4.7%)、「息子」(2.7%)、「子どもの妻」(1.9%)の順です。

#### 【自身が要介護となった場合に介護してほしい人】(問20)

- ・「配偶者」(37.8%)と「施設を利用」(30.7%)の割合が大幅に増加し、次いで「ヘルパー等の専門家」(14.8%)、「娘」(10.4%)の順です。「息子」(1.3%)、「子どもの妻」(0.1%)は回答が少なくなっています。

#### 【健康診断やがん検診の受診状況】(問21)

- ・「毎年定期的に受けている」が6割弱と多いが、男性に対し女性(55.4%)が8.0ポイント低い。



## 6 男女の人権に対する問題

配偶者・パートナー間の暴力を身近で見聞きしたことがある人は1割です。

### 【セクシュアルハラスメント※に該当する行為】(問 22)

- ・「地位や権限を利用して性的な関係を迫る」、「さわる、抱きつくなど肉体的接触をする」が8割を超えて多く、次いで「性的冗談や冷やかしの言葉をかける」の順です。
- ・男性に比べ女性の回答が5%以上多い項目は、「性的冗談や冷やかしの言葉をかける」、「じろじろ見たり容姿のことを話題にする」です。

### 【配偶者・パートナー間の暴力】(問 23)

- ・身近で見聞きしたことがある人は1割で、「身近に暴力の被害、加害の当事者がいる」が約4%、「身近な人から相談を受けたことがある」が約3%です。

### 【暴力について打ち明けたり、相談した先】(問 23-1)

- ・「家族や親戚に相談した」が最も多く、次いで「友人・知人に相談した」、「警察に連絡・相談した」、「公的な相談窓口や電話相談に相談した」の順です。

### 【どこにも相談しなかった理由】(問 23-2)

- ・「言っても解決しない」が5割と多く、次いで「言いたくない」、「恥ずかしい」、「返しが怖い」、「子どものため」、「相談するところがわからなかった」、「関わりたくない」の順です。

### 【配偶者の暴力をなくすために必要なこと】(問 24)

- ・「身近な地域に相談できる窓口があること」、「被害者のための相談機関や保護施設の整備」、「被害者が駆け込める緊急避難所の整備」の順です。

## 7 男女共同参画の実現について

多くの項目で「男性優遇」となっており、全国に比べ「平等」の比率が少ない。

### 【政策・方針決定の過程に女性が進出していない理由】(問 25)

- ・「男性優位の組織運営になっている」が最も多く、次いで「家庭・地域・職場での性別役割分担がある」、「女性の能力発揮の機会が不十分」の順です。

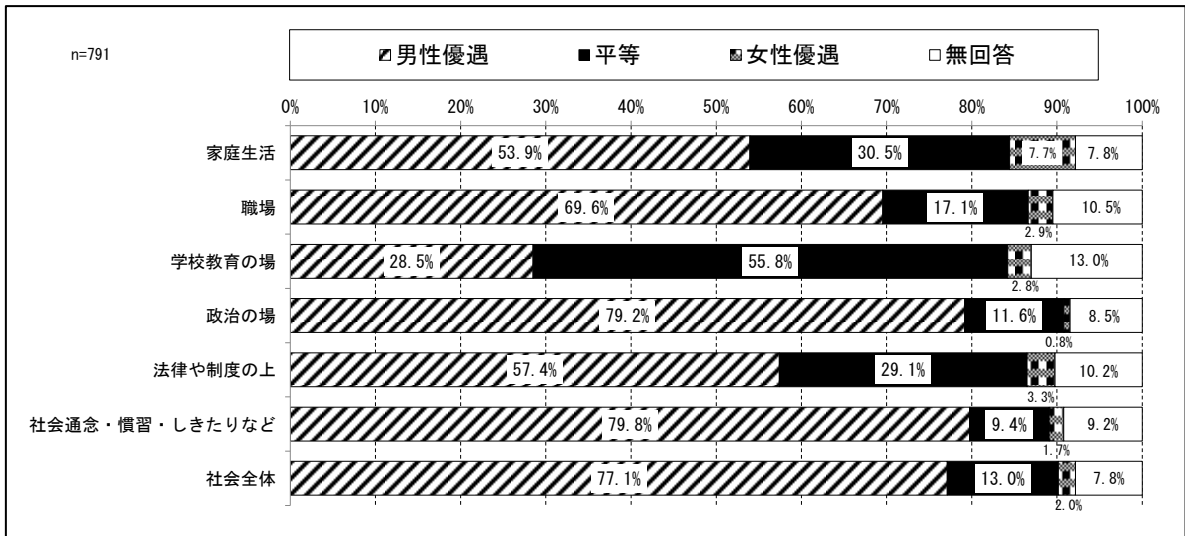
### 【防災や災害復興について特に力を入れるべきこと】(問 26)

- ・「災害予防や復旧時の男女のニーズの把握」、「防災計画や復旧計画への女性の参画の促進」の順です。

### 【分野ごとの男女平等度】(問 27)

- ・「男性優遇」は、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「政治の場」、「社会全体」、「職場」、「家庭生活」の順です。「学校教育の場」は「男性優遇」は3割弱と少なくなっています。
- ・いずれの項目も全国に比べ「平等」の比率が約20から40ポイント少なくなっています。

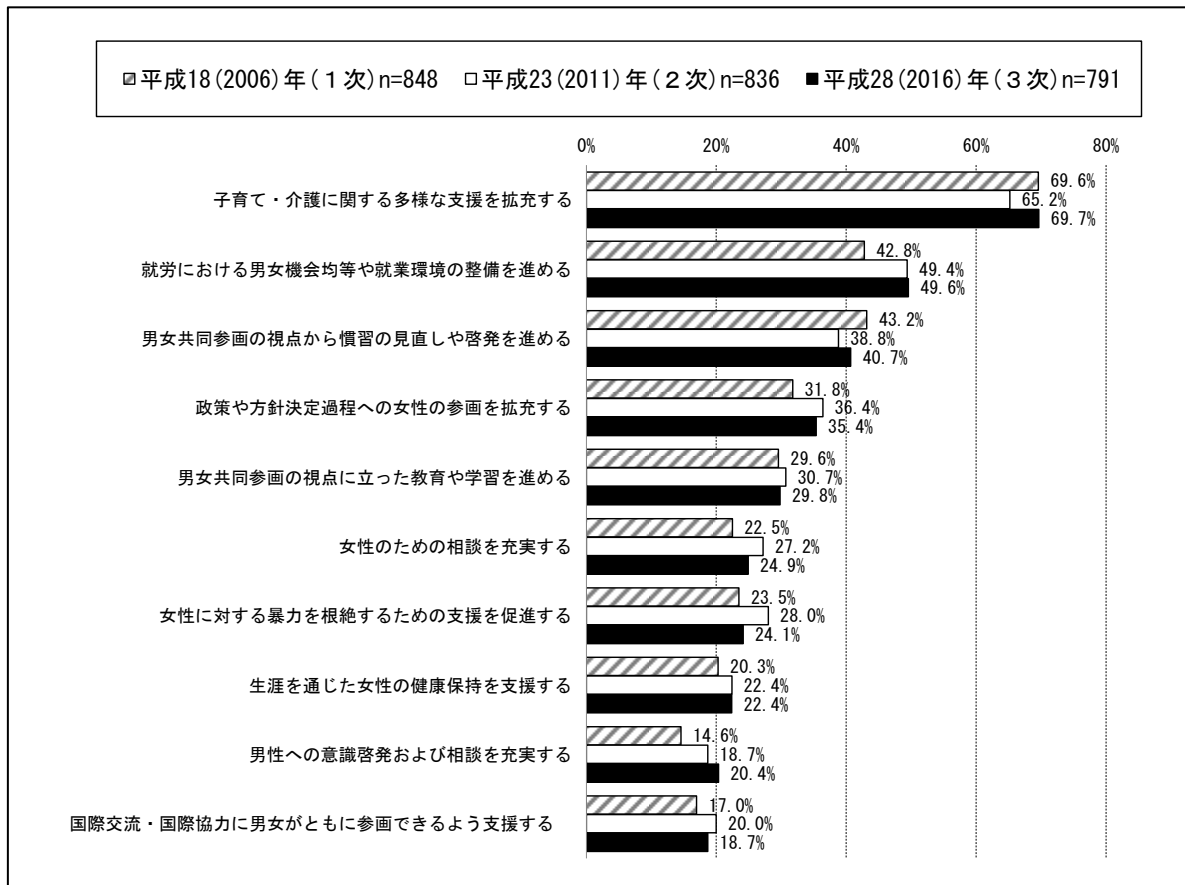
<分野ごとの男女平等度>



【男女共同参画社会実現に向け力を入れるべきこと】(問 28)

- ・「子育て・介護に関する多様な支援を拡充する」が最も多く、次いで「就労における男女機会均等や就業環境の整備を進める」, 「男女共同参画の視点から慣習の見直しや啓発を進める」, 「政策や方針決定過程への女性の参画を拡充する」の順です。

<男女共同参画社会実現に向け力を入れるべきこと (1・2・3次プラン)>



**【資料】**

1次プラン：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成 18 年]

2次プラン：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成 23 年]

3次プラン：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成 28 年]

全国：男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府），平成 28 年 9 月調査

## (2) 高校生・中学生を対象とした「三原市子ども・子育て支援事業計画」策 定のためのアンケート調査結果の概要

### 1) 調査の概要

- 調査期間                   : 中学生 平成 26 (2014) 年 3 月  
                                  高校生 平成 26 (2014) 年 7 月
- 調査数・回収率       : 中学生 調査数 : 775 票, 回収数 : 692 票  
                                  高校生 調査数 : 571 票, 回収数 : 548 票
- 調査方法               : 学校を通して配布・回収 (無記名回答)

### 【アンケートの設問項目】

- ・回答者と家族のこと
- ・起きる時間・寝る時間・睡眠時間
- ・朝食や食事
- ・テレビ・ゲーム・インターネットなど
- ・父母との会話, 関係
- ・学校生活, 放課後の過ごし方, いじめ
- ・地域の活動や地域生活, ボランティア, 大人との関係
- ・あそび場, 児童館
- ・飲酒, 喫煙, 性に関すること
- ・結婚や子育て, 乳幼児との接し方
- ・現在の悩みや心配ごと, 自分のこと, 将来のこと

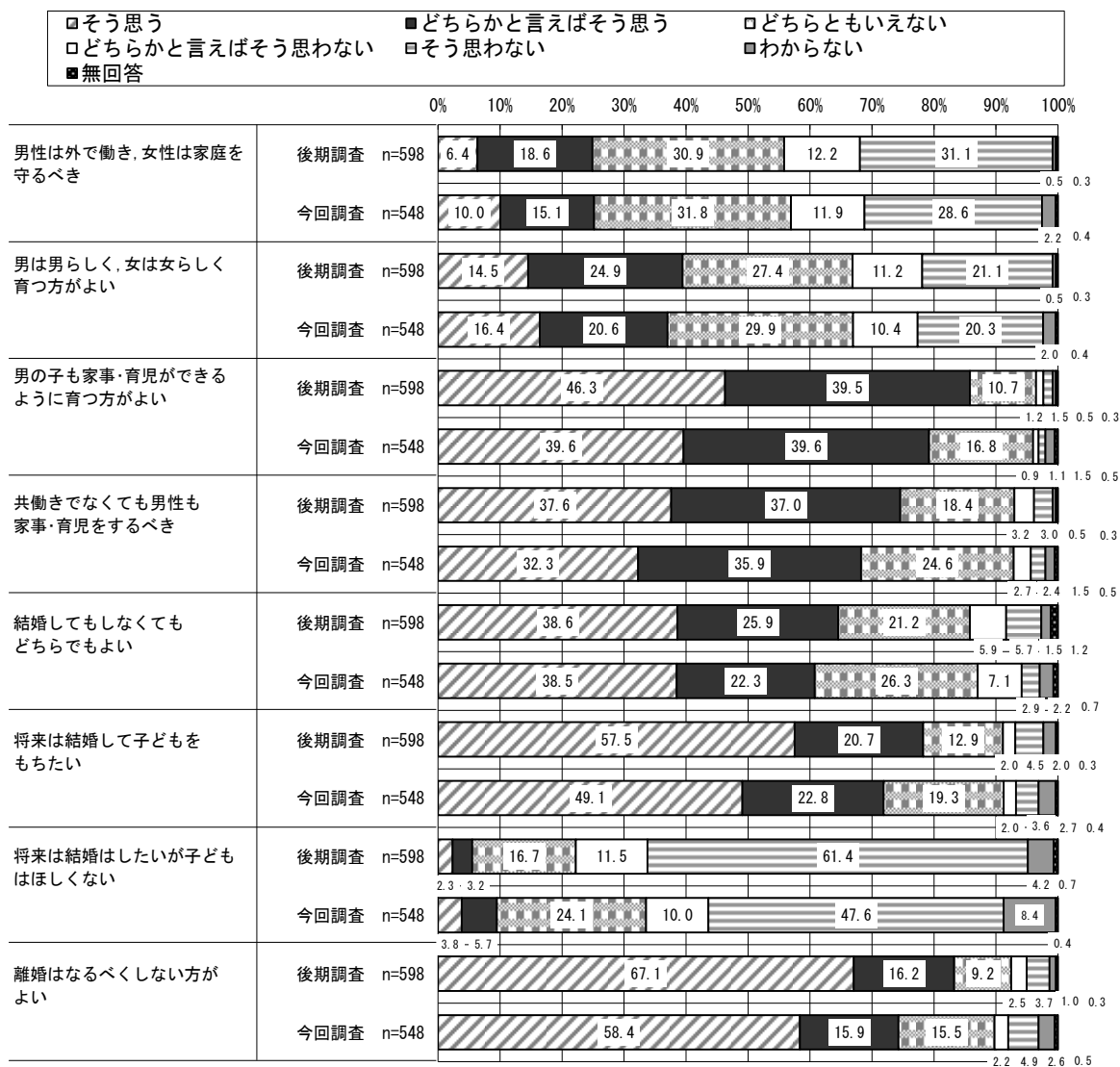
## 2) 調査結果 (概要)

### 《結婚や子育て：高校生》

問 26 あなたは、次にあげる意見を読んでどう思いますか。

高校生では、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の合計で見ると、「男の子ども家事・育児ができるように育つ方がよい」が最も多く、次いで「将来は結婚して子どもをもちたい」です。

一方で、「そう思わない」と「どちらかと言えばそう思わない」の合計で見ると、「将来は結婚はしたいが子どもはほしくない」が最も多く、次いで「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」です。



## 《結婚や子育て：中学生》

問 26 あなたは、次にあげる意見を読んでどう思いますか。

中学生（下記のグラフ）では、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の合計で見ると高校生と同様に「男の子も家事・育児ができるように育つ方がよい」で、次いで「将来は結婚して子どもをもちたい」です。

一方で、「そう思わない」と「どちらかと言えばそう思わない」の合計で見ると高校生と同様に「将来、結婚はしたいが子どもはほしくない」が最も多く、次いで「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」です。



### (3) 男女共同参画に関する団体等アンケートの概要

第3次プランの策定にあたり，女性関連団体などの活動分野における男女共同参画に関する意識や意見などおうかがいし，今後の事業推進の基礎的な資料とすることを目的として実施しました。

#### 1) 調査対象

女性関連の9団体と三原市社会福祉協議会の計10団体に依頼  
回答は，5団体

##### 【回答団体】

三原市社会福祉協議会

三原市女性会連合会

三原地区更生保護女性会

みはらLCS

ひろしま女性大学福山校同窓会三原ブロック“たらの芽”

#### 2) 調査期間

平成28(2016)年10月・11月

#### 3) 主な調査項目

- ・団体の概要(名称，設立時期，設立主体，代表者，加盟者数，主な活動)
- 1 ふだんの生活や活動において，男女間の不平等を感じる事，その場面
- 2 男女共同参画プランの策定にあたり重視すべき点
- 3 男女共同参画の課題，計画に反映させること
  - ①家庭
  - ②教育の場
  - ③地域活動の場
  - ④就労環境や雇用
  - ⑤政策・方針決定過程など，意思決定の場
  - ⑥男女間における暴力(DV\*・デートDV)
- 4 自由記入意見

#### 4) 調査結果 (概要)

- 1 ふだんの生活や活動において、男女間の不平等を感じる事、その場面
  - ・男女の平等性は、だいたい法律的にも整いつつあるが、女性が妊娠、出産して、社会で働くにあたり、育児の環境が諸外国と比べて遅れている。
  - ・労働の場での賃金面。町内会などでの役割分担を決める時。
  - ・若い頃、職場での男女差で給料が安く、年金や保険料を多く国に納めてなく、男性に比べ年金支給額が少ない女性が長生きするから、今後ますます厳しくなる。
  - ・日常生活において、不平等は感じられない。
  
- 2 男女共同参画プランの策定にあたり重視すべき点
  - ・広報・啓発活動の展開。
  - ・男女共同参画を推進するために人材育成が必要。学校教育の中においても学習プログラムの整備が必要。世代別教育プログラムの整備も必要。
  - ・「女性活躍推進法」制定に伴い労働慣行を見直し、ワーク・ライフ・バランス\*が進むよう、プランの策定を見直す。
  - ・ワーク・ライフ・バランス\*の実施を企業へ働きかけ。
  - ・非正規雇用労働者の処遇改善の指導。
  
- 3 男女共同参画の課題、計画に反映させること
  - ①家庭
    - ・共働き家庭においても、家事、育児、介護など、女性に負担が多い(40代以上にまだ多いような気がする)。
    - ・家庭における関係を協力関係にすべく話し合いがなされるというような新しい家族のあり方について学べる機会を計画する。具体的には、男性向け介護教室など開催されており、育児についての教室も実施。
    - ・高齢化社会の進行により、夫婦間でのコミュニケーションの取り方が従来の性別役割分業意識のままではうまくいかない。生活面、精神面ともにお互いが自立する大切さを感じる。
  - ②教育の場
    - ・教員、保育士、子どもに接する職員が、男女共同参画に関する研修を受けられるように計画する。
    - ・子ども達に性教育を受けさせるよう教育環境を整える。性の意識に対等な立場を持つよう指導が必要。
  - ③地域活動の場
    - ・災害避難所での女性に対する注意事項。
    - ・地域別ミニ集会を開催しているが、町内会をはじめとする地域組織にこの集会を位置づけるよう呼びかけが必要。
    - ・災害時、男女共同参画の観点から、女性が意見を出しやすい、言いやすい環境づくり。



#### ④就労環境や雇用

- ・多種多様な働き方に対応した雇用ができれば仕事と家庭の両立がしやすい。
- ・女性が正社員として働き続けることができる職場環境づくり。
- ・ブラック企業、過労死などがマスコミを賑わしているが、まだ女性は弱い立場にあり、セクハラ、パワハラなどに対する男性の意識も高くなっているとは思われない。
- ・行政・大企業から、女性の再就労支援や女性雇用者の割合の増加などに対する改革を進めていくべき。ただ、今でも残念に思うのは、女性自身、成熟した意欲を持つ方々が少なすぎる。

#### ⑤政策・方針決定過程など、意思決定の場

- ・女性リーダー育成講座が開催されているが、女性委員候補者リストへの登録者が少ない。さらに内容を充実させる必要がある。
- ・市の職員における女性管理職の積極登用、女性を審議会の委員に登用するための教育環境の整備。

#### ⑥男女間における暴力（DV<sup>\*</sup>・デートDV）

- ・相談窓口の設置（特に若年層が相談しやすい窓口の設置）。
- ・相談件数は増加している。相談しやすい窓口にし、暴力の根絶に向けた取組みを強化する。関係機関との連携も盛り込む。
- ・学生など、若い世代に教育現場（小・中・高・大学）での指導を充実させる必要がある。

## 4 関連法令など

### (1) 男女共同参画社会基本法 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

同 11 年 12 月 22 日 同第 160 号

#### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### (男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんが

み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
(国民の理解を深めるための措置)
- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。  
(苦情の処理等)
- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
(調査研究)
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
(国際的協調のための措置)
- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号）

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第 2 章 基本方針等

#### （基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以

下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行



動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 計画期間
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 9 条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第 9 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 12 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認

中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 17 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置  
(職業指導等の措置等)

第 18 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 19 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 20 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定に

よる事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者  
第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項の規定に違反した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、  
又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは  
検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳  
述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は  
人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、  
その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に  
処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第  
28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年  
4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得  
た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわら  
ず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規  
定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なお  
その効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定  
にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過  
措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘  
案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づい  
て必要な措置を講ずるものとする。

(以下省略)

### (3) 三原市男女共同参画推進条例及び施行規則

#### ①三原市男女共同参画推進条例

平成 23 年 3 月 31 日

条例第 9 号

##### 前文

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが、国際社会とも連動して進められる中、男女共同参画社会基本法が制定された。

三原市においても、この基本法の理念にのっとり、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、取組みを進めているが、少子化や長寿社会の到来等、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応していくためには、なお一層の取組みが求められている。

よって、私たちは、市・市民・市民団体・事業者・教育に携わる者という多様な主体の協働により、家庭生活、仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動の調和が図られた男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

##### 第 1 章 総則

###### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

###### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は市内で活動するすべての個人のことをいう。
- (4) 市民団体 市内において活動する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の民間の団体のことをいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人のことをいう。
- (6) 教育に携わる者 市内に存する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校において教育に携わる者及び市が実施する社会教育に携わる者のことをいう。

###### (基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女がその持てる力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活と仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動との調和をとることができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び市民団体の責務)

第5条 市民及び市民団体（以下「市民等」という。）は、第3条の基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、事業活動に関して、男女が対等な立場で参画する機会を確保し、仕事と家庭、地域その他の社会のあらゆる分野における活動との調和をとることができるよう職場環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

## 第2章 基本施策等

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定又は変更（以下「策定等」という。）するに当たって、市民等、事業者及び教育に携わる者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、基本計画の策定等をするに当たって、あらかじめ三原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本計画の策定等をしたときは、公表しなければならない。

(男女共同参画に関する活動の支援)

第9条 市は、市民等及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第10条 市は、家族を構成する男女が、互いに家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立させることができるよう、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯を通じた健康支援)

第11条 市は、男女が互いに身体的特徴及び性について理解し、生涯にわたり健康に生活できるよう、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性に基づく差別的取扱い等に対する支援)

第12条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性に基づく差別的取扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2 市は、あらゆる性に基づく人権侵害を防止するための施策を講ずるよう努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、安全と安心を最優先して関係機関との連携を図り、相談機関及び各種制度の紹介、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 市民等、事業者又は教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関との連携を図りながら必要な助言を行う等適切に対応するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による申出に対応するため、三原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(表彰)

第15条 市長は、男女共同参画の推進を積極的に実施している市民等、事業者又は教育に携わる者を表彰することができる。

(年次報告)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 男女共同参画審議会

(三原市男女共同参画審議会)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、三原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織、所掌事務及び委員その他構成員並びに審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

## ②三原市男女共同参画推進条例施行規則

平成 23 年 9 月 30 日

規則第 47 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三原市男女共同参画推進条例(平成 23 年三原市条例第 9 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第 2 条 条例第 13 条第 1 項の規定による苦情の申出は、申出書(様式第 1 号)を市長に提出して行わなければならない。

(対応)

第 3 条 市長は、前条の申出を受けたときは、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市の関係課より対応案の提出を受けるものとし、その内容の重要性及び緊急性を考慮し、三原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)への諮問について判断する。

(苦情処理しない申出)

第 4 条 市長は、次に掲げる事項に該当するものは、苦情の申出の処理を行わないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項及び裁判所において係争中の事案に関する事項
- (2) 行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 専ら私人間の紛争の解決を目的としている事項
- (6) 審議会の行為に関する事項
- (7) 他の法令に基づき処理すべき事項
- (8) その他市長が適当でないと認める事項

(苦情対応の通知)

第 5 条 第 3 条に規定する対応案について、審議会から意見が出されたときは、その意見を尊重しつつ関係課等と再調整し、対応を決定し、その結果を当該苦情の申出者に対し、申出対応通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(表彰の応募方法)

第 6 条 条例第 15 条の規定による表彰(以下「表彰」という。)の応募は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 市民の部 三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙(市民の部)(様式第 3 号)
- (2) 市民団体の部 三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙(市民団体の部)(様式第 4 号)
- (3) 事業者の部 三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙(事業者の部)(様式第 5 号)
- (4) 教育に携わる者の部 三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙(教育に携わる者の部)(様式第 6 号)

2 前項の応募は、自薦、他薦を問わない。

(表彰の審査)

第 7 条 市長は、前条の規定により応募のあったものについて、審議会の審査を経て、被表彰者を決定するものとする。

(三原市男女共同参画審議会組織)

第8条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、行動計画の策定又は変更について、条例第8条第3項の規定により意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、苦情の申出への対応について、条例第13条第3項の規定により意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。
- (4) 第7条に規定する被表彰者の審査に関すること。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。この場合において男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、原則として公開とする。

(専門部会)

第10条 会長が必要と認めたときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第11条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者その他参考人の出席を求め、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第12条 審議会の庶務は、人権推進課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 審議会の最初の会議は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(様式を省略)

(4) 三原市男女共同参画審議会委員

(平成 28 年 11 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日)

	氏 名	所属・役職等	備 考
委 員	岡 野 哲 朗	三原市立中学校長会	関係団体
委 員	岡 野 元 夫	三原臨空商工会専務理事	関係団体
委 員	栗 原 佳 子	元三原市教育委員	学識経験者
委 員	瀬 田 浩 孝	三原公共職業安定所所長	関係団体
委 員	高 野 里 美	みはらウィメンズネットワーク理事	関係団体
会 長	田 中 聡 子	県立広島大学保健福祉学部教授	学識経験者
委 員	南 方 順 子	公募委員	市 民
副会長	平 野 敬 二	三原商工会議所専務理事	関係団体
委 員	水 野 克 成	人権擁護委員	関係団体
委 員	村 上 招 子	みらい子育てネット・みはら代表代理	関係団体

敬称略, 50 音順

女性割合 : 50% (5 人/10 人)

## 5 用語の解説

行	用語	説明
あ	育児・介護休業制度	労働者が育児や介護をしながら働き続けることができるよう、全ての事業主は、「育児・介護休業法」に基づき、育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度、介護休暇制度、短時間勤務などの措置、所定外労働の免除、時間外労働の免除、深夜業の制限、転勤についての配慮、不利益取扱いの禁止を適用する義務がある。
	一般事業主行動計画	<p>①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく計画。女性活躍推進の取組みを着実に前進させるため、自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、行動計画の策定、社内周知、外部への公表、届出、情報の公表が従業員 301 人以上の企業に義務付けられている。</p> <p>②「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画。企業などが従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたり、計画期間、目標、目標達成のための対策やその実施時期を定めるもの。従業員 101 人以上の企業は、この策定・届出、公表・周知が義務付けられている。</p> <p>①と②の一体的な策定・届出については、両方に定める要件をいずれも満たし、かつその計画期間を同一とする場合に、両法に基づく行動計画を一体的に策定、届出ができる。</p>
か	家族経営協定	農業に従事する家族構成員が対等に経営参画するため、経営方針や報酬、労働時間・休日、構成員の役割分担などを明記した協定。
	権利擁護	意思能力が十分でないため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うためのワンストップの拠点。
さ	市民提案型協働事業	市民活動団体などが行政と協働で実施する地域課題などの解決に向けた取組み。経費の一部を負担する。
	食生活改善推進員	健康づくりの三本柱の栄養・運動・休養の調和のとれた生活を実践し、その輪を広げるための推進役。
	シルバー人材センター	健康で働く意欲のある高齢者が、経験や能力を活かし働くことで社会参加をすることを支援する組織。

行	用語	説明
さ	人権啓発指導員	講演や指導に向けた情報収集，研究，資料作成のほか，啓発を行う企業の相談窓口，啓発資料の作成，人権相談に対する助言など行う。
	人権の花運動	子どもたちが花の栽培を通して，花に対する思いやりやいたわりの心を養い，情操を豊かにし，人権を尊ぶ心を育ててくれることを願い，毎年，指定した市内の小学校3校で行われる行事。広島法務局尾道支局，尾道人権擁護委員会協議会と市からヒヤシンスの球根を贈っている。
	性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には，恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛，同性に向かう同性愛，男女両方に向かう両性愛を指す。
	性同一性障害	生物学的な性と自己認識の性が一致しないため，社会生活に支障がある状態。
	セクシュアルハラスメント	職場における継続的な人間関係において，優位な力関係を背景に相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。また，雇用関係にある者の間だけでなく，施設における職員と利用者，学校における教師と生徒，団体における構成員間など，さまざまな生活の場で起こり得るもの。
た	待機児童	保育の必要性が認定され，認可保育所などの利用申し込みがなされているが満員のために利用できない児童。ただし，特定の保育所などを希望するなど保護者の私的な理由により待機している場合などは除く。
	地域子育て支援センター	育児不安の解消や子ども同士・親同士が交流するため，保育所に通園していない地域の親子に保育所を開放し，育児相談，あそび場の提供，育児サークルの支援などを行う施設。
	地域包括ケア	高齢者が支援を要する状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう，住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。
な	認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し，アセスメント，家族支援などの初期の支援を包括的，集中的（おおむね6ヶ月）に行い，自立生活のサポートを行うチームのこと。
	認知症サポーター	認知症を正しく理解し，認知症の人や家族を見守る支援者として，日常生活の中で支援する人。地域・企業・学校などで開催する養成講座を受講した人に対して認定するもの。

行	用語	説明
な	認定農業者	農業者が「農業経営基盤強化促進基本構想」に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者のこと。
は	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人が会員として登録し、子育てに関する有償の相互援助活動を行う事業。
	放課後子ども教室	小学校施設を利用して放課後の子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所をつくり、地域の人の見守りのもとさまざまな体験活動を提供するもの。
	放課後子ども総合プラン	共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての小学校に就学している児童が放課後などを安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備などを推進する計画。
	放課後児童クラブ	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業終了後に小学校の余裕教室などを利用して遊びや生活の場を提供するもの。
ま	みはらウィメンズネットワーク	女性の社会参画への意識啓発と人材育成、各団体の相互連携により男女共同参画社会の実現に向けての活動を促進するための組織。平成13(2001)年10月に発足。平成29(2017)年3月現在、9団体が加入している。
	みはらし環境会議・各地域会議	三原市環境基本計画の中で提言した重点プロジェクトの実施や地域で行われている環境保全活動についての情報交換などを行い、地域で環境意識の向上を図るため、平成20(2008)年10月に設立。重点プロジェクトの企画・実践のため、5つの地域実践組織が作られ、さまざまな活動に取り組んでいる。
	三原市起業化促進連携協議会	創業支援事業の進捗管理・提案の検討、コーディネーターの新規雇用による専門的な支援体制の整備、相談者個々の効果的な支援体制の構築などを目的とする団体。
	みはらプラットフォーム	多様な主体が集い、お互いの活動や地域課題を双方向に共有し、その活動方法や解決方法について意見交換する場。
や	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、体系などに関係なく、全ての人を使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報交換や支援内容の協議など適切な連携のもとに早期発見、早期対応に努めるため設置された団体。

行	用語	説明
ら	ライフステージ	人生の一生における幼年期・児童期・青年期・中年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。
	6次産業化	1次産業（農林水産業）と2次産業（製造業）、3次産業者（小売業など）との総合的、一体的な取組みにより地域資源を活かした新たな付加価値を生み出すこと。
わ	ワーク・ライフ・バランス	働く人が仕事上の責任を果たそうとすると仕事以外の生活でやりにくいことややらねばならないことに取り組めなくなるのではなく、両者を実現できる状態。
D	DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親しい関係のパートナーから加えられる暴力。身体に対する暴力のほか、精神的暴力や性的暴力も含む。
M	M字カーブ	女性の年齢階級別就業率を示すグラフが出産や育児で職場を離れることでM字型のカーブとなること。
N	NPO（エヌピーオー）	Non-profit organization の略。民間非営利団体のこと。政府や企業などでできない社会的な問題に非営利で取り組む民間団体。



## 三原市男女共同参画プラン（第3次）

平成 29（2017）年7月

発 行：三原市

編 集：三原市生活環境部人権推進課

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

TEL 0848-67-6044 FAX 0848-67-6164

E-mail [jinken@city.mihara.hiroshima.jp](mailto:jinken@city.mihara.hiroshima.jp)

